

消防の動き



2011
1
No.478

- 平成22年版 消防白書の概要
- 消防法令に基づく講習のカリキュラム基準見直しに伴う省令・告示の改正
- 消防団の充実強化についての検討会報告書の概要



総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency



みんな で

守ろう

文化財

平成23年1月26日は
第57回文化財防火デーです



第56回文化財防火デー消防訓練
重要文化財旧普通寺偕行社(香川県普通寺市)

 文化庁・消防庁

「第57回文化財防火デー」広報用ポスター

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

年 頭 の 辞



消防庁長官 久保信保

平成23年の新春を迎えるに当たり、全国の消防関係者の皆様に謹んで年頭の御挨拶を申し上げます。皆様方には、昼夜を問わず消防防災活動に御尽力いただいております、心から敬意を表し、深く感謝申し上げます。

我が国の消防は、皆様方のたゆまぬ努力の積み重ねにより、制度、体制、技術等各般にわたり着実な発展を遂げ、国民の安心・安全の確保に大きな役割を果たしているばかりか、国際的にも高い評価をいただいているところです。

昨年は、2月のチリ中部沿岸を震源とする地震による津波、6月から7月にかけての梅雨期における大雨による被害、記録的な猛暑による熱中症の救急搬送人員の増加、10月の鹿児島県奄美地方の大雨被害など、様々な災害が各地で大きな被害をもたらしました。

また、3月の札幌市グループホーム火災のように多くの死傷者を伴った火災、7月の山岳救助活動時における埼玉県消防防災ヘリコプターの墜落という大変心痛む事故は、いまなお記憶に残るところです。

このように、相次いで発生する自然災害や地域社会の情勢変化による災害の複雑多様化など、消防防災行政を取り巻く状況は、急流のごとく変化しており、国民の安心・安全を維持向上させていくためには、総合的な消防防災行政を積極的に推進していく必要があります。

このため、消防の広域化や緊急消防援助隊の充実強化など消防組織における体制の強化とともに、医療機関との連携等を一層推進する必要があります。また、併せて一般家庭における住宅用火災警報器の設置の推進や、消防団や自主防災組織などの地域における総合的な防災力の強化にも積極的に取り組む必要があります。

現在、消防庁では、消防団の充実強化についての検討や火災予防行政のあり方に関する総合的な検討等を行うとともに、様々な諸課題について消防関係者や有識者を交えて検討しています。今後とも全国の消防機関と一体となり、国民の皆様が安心して暮らせる安全な社会を確保していくため、全力を挙げて取り組んでいかなければなりません。

皆様方におかれましては、我が国の消防防災・危機管理体制の更なる発展と、国民が安心して暮らせる安全な地域づくりのために、より一層の御支援と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

皆様方のますますの御健勝と御発展を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



平成22年版 消防白書の概要

総務課

平成22年版消防白書が、平成22年11月26日の閣議配布を経て公表されました。ここでは、「トピックスⅠ～Ⅵ」を中心に、白書のポイントを紹介します。

主な統計数値については、P. 7をご覧ください。

また、白書全文については、消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/concern/publication/>) でもご覧になれます。

トピックスⅠ

チリ中部沿岸を震源とする地震による津波の概要と消防庁の対応

平成22年2月27日(土)15時34分、チリ中部沿岸を震源とするマグニチュード8.8の地震が発生した。この地震により日本を含む太平洋沿岸諸国で津波が観測され、日本には地震発生後約21時間後に津波が到達した（観測点で最高128cm）。

この津波では、人的被害は発生していないが床上、床下浸水が発生した。気象庁より津波警報（大津波）及び津波警報（津波）が発表された中で、避難指示・勧告を発令しなかった市町村が214あった（対象となる市町村は407）。

消防庁は「避難指示・勧告を発令しなかった理由に関するアンケート調査」を実施した。調査の結果、該当するすべての市町村で職員参集・自主避難の呼び掛け、沿岸域のパトロール等は実施されていた。しかし、「到達時刻の早い地域での津波高（が低い水準であったこと）を見て」「事前に水門閉鎖や情報提供ができた」等の理



2月28日16時頃 津波による冠水の状況（気仙沼市）

（写真提供：気仙沼市）

由から、避難指示・勧告を行わなかったことが判明した（詳細下図）。

今後、予想される津波の高さに応じた数段階の避難対象地域を示した津波ハザードマップの作成、住民への周知の徹底等の取組に向けた検討が必要と考えられるため、中央防災会議においても有識者を交えた検討を開始している。

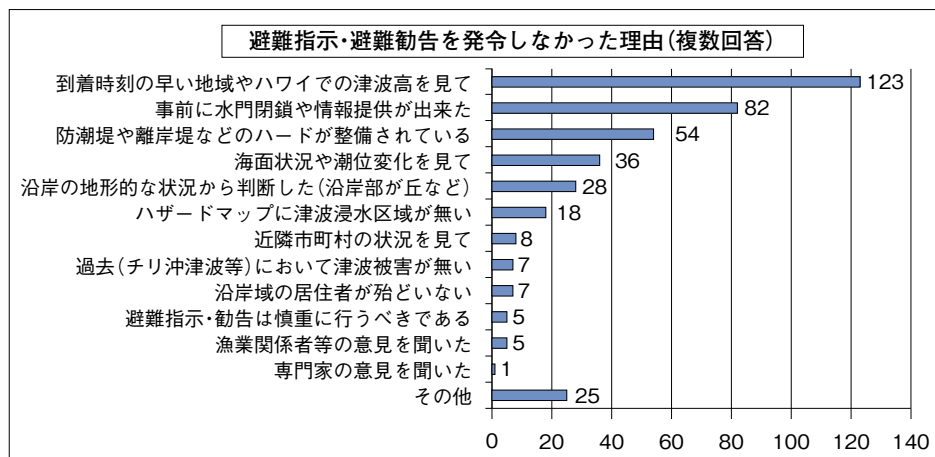
トピックスⅡ

消防と医療の連携の推進

平成18年から平成20年にかけて発生した妊婦の救急搬送事案など傷病者を受け入れる医療機関が速やかに決まらない事案（以下「受入医療機関の選定困難事案」とい

う。）が発生し、受入医療機関の選定困難事案を解消することが喫緊の課題となったことを直接の契機として、消防法の改正が行われた（平成21年10月30日施行）。

改正消防法においては、消防機関による傷病者の搬送及び医療機関による傷病者の受入れの実施に関する基準（以下「実施基準」という。）を都道府県が策定することとしている。平成22年11月1日現在で、策定済みの団体は7団体（石川県、東京都、鹿児島県、愛媛県、香川県、栃木県、三重県）である。平成22年内にさらに16団体、平成

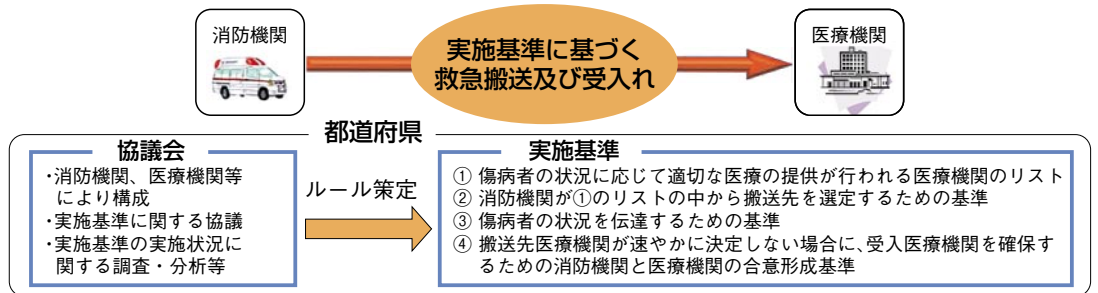


グラフはチリ中部沿岸を震源とする地震による津波により、「津波警報（大津波）」又は「津波警報（津波）」が発表され、避難勧告・避難指示が発令されなかった214市町村に対し、都道府県を通じて、電子メールによる調査を行った結果。（消防庁調べ）

23年3月までには、全団体において策定を見込んでいるところである。

消防庁は未策定の団体に対して、策定を促していくが、策定するだけで直ちに円滑な救急搬送・受入の実現ができるとは限らない。実施基準が有効なものとして継続することが大事である。そのため、策定された後にP D C Aサイクルを活用し、地域の特性に応じた実施基準となるよう、都道府県ごとに消防機関と医療機関が連携して定期的に見直しを行うことが期待される。

消防と医療の連携による円滑な救急搬送・受入体制の確保



① 医療機関のリスト (例)

傷病者の状況		医療機関のリスト
重篤 (バイタルサイン等による)		A救命救急センター、B救命救急センター
緊急性	脳卒中 疑い	t-PA 適応疑い B救命救急センター、D病院
		その他 C病院、E病院
	心筋梗塞 (急性冠症候群) 疑い	A救命救急センター、E病院
	胸痛	A救命救急センター、B救命救急センター、D病院
重症度・緊急度 (高)	外傷	多発外傷 A救命救急センター、B救命救急センター
		その他 C病院
専門性	妊産婦	B救命救急センター、F病院、G病院
	小児	B救命救急センター、J病院、K病院
	開放骨折	B救命救急センター、H病院
特殊性	急性アルコール中毒	C病院、D病院、E病院

② 選定基準

- 搬送時間が短い直近の医療機関選定を前提とし、医療機関の受入可否状況や傷病者のかかりつけ医療機関の有無等も考慮

③ 伝達基準

- 医療機関リストの区分に該当すると判断した症状等の情報等について優先して伝達

④ 受入医療機関を確保するための方策 (例)

トピックスⅢ

消防の広域化の推進

近年、災害が大規模化・多様化しており、消防を取り巻く環境が大きく変化している中で、消防防災力を高め行政課題に的確に対応するためには、消防体制の更なる充実強化・高度化が必要である。

平成22年10月現在策定されている消防広域化推進計画(以下「推進計画」という。)に基づき広域化が実現した

場合、平成19年4月現在807本部であったものが295本部(推進計画未策定団体を含む。また、複数の案があるところに関してはそのうちの一つの案を取り上げている。)となり、非常備町村及び小規模消防本部は大幅に減少することになる。

今後の広域化の検討で留意すべきことは、消防指令業務の共同運用や消防救急デジタル無線システムの整備(トピックスⅣ参照)との関係を考慮することである。特にデジタル化の期限から逆算すると、一般的には遅くとも平成23年度中には広域化の有無にかかわらず消防

本部の管轄区域等を確定し、デジタル化の基本設計に向けた諸準備を行う必要があると考えられる。そのためにも消防の広域化の検討を促進する必要があり、消防の広域化を計画中の各ブロックにおいては、平成22年度中には協議会組織を立ち上げ検討する体制を整備することが望ましい。

消防の広域化(一部事務組合の例)、消防指令業務の共同運用、消防救急無線のデジタル化に向けたスケジュール例 (注1)

【消防の広域化関係】	【消防指令業務の共同運用、消防救急無線のデジタル化関係】
平成20年4月	「広域消防運営計画」策定に向けた協議の開始
平成21年	協議会設立準備組織設置準備
平成21年秋頃	協議会設立準備組織設置
平成22年4月頃～	協議会設立【任意協議会】 消防広域化基本事項の協議開始
平成23年3月頃～	消防広域化基本事項の決定 消防広域化運営計画の協議開始
平成24年3月頃	消防広域化運営計画の決定 新消防体制への移行準備
平成25年3月	広域化の期限
平成25年4月	新広域消防体制スタート (広域化の実現)
	平成24年度 消防救急デジタル無線基本設計 (注2)
	平成25年度 消防救急デジタル無線実施設計
	平成26年度～平成27年度 消防救急デジタル無線整備
	平成28年5月末 アナログ周波数の使用期限 (デジタル化の期限)

(注1):平成28年5月31日の期限に向けてデジタル化を進めるために、遅くとも平成24年度には基本設計に取り組むことが必要。ただし、このスケジュールはあくまでも一例である点に留意する必要がある(基本設計以前に整備計画策定等の検討が行われていることを前提としており、各都道府県・各消防本部の事情等により、予算要求、協議会の立上げ、議会の議決、全体計画の作成等にさらに時間を要する場合等も想定されるため、個別に検討する必要がある。)

(注2):消防の広域化、消防指令業務の共同運用を踏まえるとともに、無線の共同化について検討する必要がある。



トピックスⅣ

消防救急無線のデジタル化について

消防救急無線は、消防本部や消防署などに設置された無線基地局と消防車両や救急車両に装備された無線機等との間で、指令・報告等に使用される無線通信網である。消防救急無線は、現在は主に150MHz帯のアナログ通信方式で運用されているが、アナログ方式による150MHz帯周波数の使用期限である平成28年5月31日までに260MHz帯でのデジタル方式へ移行することとされている。

各団体の事情等にもよるが、一般的に消防救急デジタル無線システムの運用開始に向けた設計・整備に要する期間は4年程度と考えられるため、一般的には遅くとも平成24年度には基本設計に着手する必要がある、平成23年度中に消防本部の管轄区域等を確定し、基本設計に向けた諸準備を行う必要があると考えられる（トピックスⅢ参照）。

このため、消防庁では、消防救急デジタル無線システムの円滑な導入に資するため、各種財政支援、技術アドバイザーの派遣、設計・整備マニュアルの策定等の各種技術支援を推進している。

トピックスⅤ

消防団の充実強化について

消防団員は、常備消防の進展、過疎化、少子高齢化の進行、産業・就業構造の変化などに伴い年々減少し、今では89万人を割るなど、地域防災力の低下が懸念されている。

この状況に歯止めをかけるため、消防庁では様々な取組を実施しており、主な取組は以下のとおり。

・消防団員入団促進キャンペーン

消防団員の退団が毎年3月末から4月にかけて多い状況を踏まえ、退団に伴う消防団員の確保のため、退団時期の前である1月から3月中を「消防団員入団促進キャンペーン」と位置付け、積極的な広報を全国に展開するもの。消防庁では、ポスター、DVD等の作成・配布とともに、「女性消防団員入団促進キャンペーンイベント」等を開催している。

・消防団協力事業所表示制度の導入促進

現在、消防団員の約7割が被雇用者であり、事業所に消防団活動への一層の理解と協力を得ることが必要である。本制度は事業所が消防団に対して市町村等の求める協力を行っている場合に、事業所の申請等により「消防団協力事業所」表示証を社屋等に掲示することができるというもの。

・女性の入団促進

女性団員がいない市町村に対して積極的な入団促進に

向けた取組を求めるとともに、「消防団員確保アドバイザー」の派遣や、活動の活性化を目的とした「全国女性消防団員活性化大会」を開催している。

・消防団の充実強化についての検討会

消防団には、従来の消火に加え、救助、災害時の避難誘導、防災知識の普及啓発、応急手当等の普及指導など、様々な活動が期待されており、これらに対応する消防団の体制整備等について検討を行うもの。

トピックスⅥ

屋外タンク貯蔵所の保安検査の周期についての調査検討

石油類など液体の危険物を貯蔵する陸上の屋外タンク貯蔵所（以下「タンク」という。）のうち1万kl（キロリットル）以上の容量を持つものは8年（保安のための措置が講じられたものは10年又は13年）ごとに、タンクを空にして底部を検査することになっている。

平成21年11月27日に行われた行政刷新会議の事業仕分けでタンクに対する検査の周期について、安全性を十分に検証しながら規制緩和の可能性を探ることが求められた。

これを受け、消防庁は「屋外タンク貯蔵所の保安検査の周期に係る調査検討会」を発足させ、基本周期を延長した場合の安全性の評価、検査周期のあり方、内面の腐食を防止するためのコーティングの耐用年数について検討を行っている。

結論が得られれば速やかに所要の措置を講じる予定である。

本文の内容

第1章 災害の現況と課題

出火状況、火災による死者の状況を始め、各種災害の現況及び最近の動向、火災予防行政の現況と課題等について記述している。

第2章 消防防災の組織と活動

常備消防機関及び消防団の体制や活動状況、消防職団員の教育訓練、救急及び救助の体制、緊急消防援助隊等について記述している。

第3章 国民保護への取組

国民保護法の目的、消防庁や地方公共団体の役割、国民の保護に関する基本指針、国民保護計画等について記述している。

第4章 自主的な防災活動と災害に強い地域づくり

災害に強い安全な地域社会をつくるための全国火災予防運動等の啓発、自主防災組織、婦人（女性）防火クラブ、少年消防クラブなど地域における自主的な防災活動

等について記述している。

第5章 国際的課題への対応

国際消防救助隊の活動や開発途上諸国への消防技術協力等について記述している。

第6章 消防防災の科学技術の研究・開発

消防研究センターにおける研究・開発、火災原因調査や災害・事故等への対応、消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金）による産学官連携の推進等について記述している。

附属資料等

附属資料は、主に統計数値を掲載している。

また、「囲み記事」として、

「老化化消火器の破裂事故を踏まえた安全対策について」

「火災予防行政のあり方に関する総合的な検討」

「局地的大雨や集中豪雨に備えて」

「ツイッターによる情報発信」

「熱中症による救急搬送状況について」

等、特筆すべき案件を各章中に記述している。

平成22年版消防白書の主な統計数値

1. 火災の状況

	平成21年出火件数	平成20年出火件数	前年比（件数）	前年比（%）	平成21年死者数	平成20年死者数	前年比（人）	前年比（%）
建物	28,372	30,053	△ 1,681	△ 5.6%	1,352	1,499	△ 147	△ 9.8%
林野	2,084	1,891	193	10.2%	19	13	6	46.2%
車両	5,326	5,358	△ 32	△ 0.6%	175	156	19	12.2%
船舶	109	101	8	7.9%	1	2	△ 1	△ 50.0%
航空機	4	3	1	33.3%	2	1	1	100.0%
その他	15,244	14,988	256	1.7%	328	298	30	10.1%

※ 出火件数、死者数に加えて、焼損棟数、建物焼損床面積、損害額のそれぞれの合計数が前年より減少

※ 主な出火原因 1位 放火 2位 こんろ 3位 たばこ 4位 放火の疑い（放火は13年連続1位）

※ 放火及び放火の疑いによる出火件数は、1万1,205件（全出火件数の21.9%）

2. 住宅火災の現況

（各年中）

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
住宅火災の件数（放火を除く）（件）	17,014	16,683	16,177	15,614	14,778
住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く）（人）	1,220	1,187	1,148	1,123	1,023
住宅火災による高齢者死者数（放火自殺者等を除く）（人）	691	688	684	710	628
65歳以上の高齢者の割合（%）	56.6	58.0	59.6	63.2	61.4

3. 平成21年、平成22年10月までの主な自然災害

（1）主な風水害

（平成22年11月7日現在）

災害名	主な被災地	人的被害			住家被害（棟）					災害対策本部を設置した都道府県の数
		死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	
平成21年7月中国・九州北部豪雨	中国、九州	36	0	59	52	102	230	2,139	9,733	8
台風第9号（平成21年8月8日～8月11日）	関東、近畿、中国、四国	25	2	23	183	1,130	34	974	4,645	6
台風第18号（平成21年10月6日～10月9日）	関東、中部	5	0	139	9	86	4,576	571	3,121	6
平成22年梅雨期における大雨	関東、中国、九州	16	5	21	42	74	208	1,786	5,702	6
鹿児島県奄美地方における大雨（平成22年10月18日～10月20日）	鹿児島県	3	0	2	7	132	15	465	901	1

（2）主な地震災害（震度6弱以上）

地震名	発生時刻	震央地名	マグニチュード	最大震度	震源深さ	震度6弱以上の市町村名
駿河湾を震源とする地震	平成21年8月11日5時7分	駿河湾	6.5	6弱	23km	静岡県：〔6弱〕焼津市、伊豆市、御前崎市、牧之原市

※ 平成22年中の10月までの期間において緊急消防援助隊の出動実績はない

4. 消防組織

（平成22年4月1日現在）

	平成22年 4月1日現在	平成21年 4月1日現在	前年比（件数）	前年比（%）	備考
消防本部	802	803	△ 1	△ 0.1%	東京消防庁に東久留米市が事務委託したため
消防署	1,716	1,710	6	0.4%	
消防職員（人）	158,809	158,327	482	0.3%	
消防団	2,275	2,336	△ 61	△ 2.6%	女性消防団員がいる消防団の数は1,194団（全体の52.5%）
消防団員（人）	883,698	885,394	△ 1,696	△ 0.2%	
女性消防団員（人）	19,043	17,879	1,164	6.5%	

※ 平成21年中の消防職団員の出動回数 862万5,055回 延べ 3,843万4,780人

※ うち団員の出動回数 60万8,377回 延べ 989万6,800人

5. 救急出動件数及び搬送人員

（平成21年中）

	平成21年	平成20年	前年比	前年比（%）	備考
救急出動件数（件）	5,125,936	5,100,370	25,566	0.5%	うちヘリコプターによるものは3,710件（平成20年：3,276件）
搬送人員（人）	4,686,045	4,681,447	4,598	0.1%	うちヘリコプターによるものは3,054人（平成20年：2,811人）
現場到着までの平均時間（分）	7.9	7.7	0.2	2.6%	
病院収容までの平均時間（分）	36.1	35.0	1.1	3.1%	

※ 救急出動件数は、平成16年から連続して500万件超

※ 6.2秒に1回の割合で出動（前年6.2秒）、国民27人に1人が救急搬送（前年27人に1人）



消防法令に基づく講習のカリキュラム基準見直しに伴う省令・告示の改正

予防課

1 はじめに

消防庁では、消防法令に基づく各種講習について、必要な防火・防災性能を確保することを前提に、受講者の負担軽減の観点から講習内容の効率化を図ることとし、講習事項及び講習科目並びに講習時間の基準の見直しや講習事項及び講習科目の一部免除の拡大等を実施するため、消防法施行規則及び関係する消防庁告示の改正を行いましたので、紹介します。

2 改正の背景

消防法令では、火災等から国民の生命、身体及び財産を保護するため、消防用設備等の設置・維持や、防火・防災に係る人的体制の整備・点検などの対策を、一定の知識や技能を有する者に行わせることにより適切な履行を担保することとしています。このための知識や技能を習得するための講習の制度として、消防法令上、防火管理講習、消防設備点検資格者講習、防火対象物点検資格者講習、自衛消防業務講習、防災管理講習及び防災管理点検資格者講習の6つの制度が設けられています。

これらの講習制度については、平成22年5月に行われた公益法人事業仕分けにより、「講習料等の引下げなど見直しを行う」旨の評価結果が示されました。このことを踏まえ、必要な防火・防災性能を確保することを前提としながら、受講者の負担軽減の観点から講習内容の効率化を図ることとし、講習事項及び講習科目並びに講習時間の基準の見直しや講習事項及び講習科目の一部免除の拡大等を図るべく、消防法施行規則（以下「規則」という。）及び関係告示の改正を行い、平成22年12月14日に公布されました。

【改正省令・告示】

- ① 消防法施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第109号）
- ② 防火管理に関する講習の実施細目の一部を改正する告示（平成22年消防庁告示第18号）
- ③ 消防法施行規則第31条の7第2項において準用する消防法施行規則第1条の4第10項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件の一部を改正する告示（平成22年消防庁告示第19号）
- ④ 消防法施行規則第4条の2の5第2項において準用する消防法施行規則第1条の4第10項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件の一部を改正する告示（平成22年消防庁告示第20号）
- ⑤ 自衛消防組織の業務に関する講習の実施細目の一部を改正する告示（平成22年消防庁告示第21号）
- ⑥ 防災管理に関する講習の実施細目の一部を改正する告示

（平成22年消防庁告示第22号）

- ⑦ 消防法施行規則第51条の13第2項において準用する同規則第1条の4第10項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件の一部を改正する告示（平成22年消防庁告示第23号）

3 改正の概要

1. 防火管理講習

- (1) 講習事項について見直しを行うことにより、甲種防火管理講習の講習時間を12時間から10時間に、乙種防火管理講習の講習時間を6時間から5時間に、それぞれ改める。
- (2) 防火対象物点検資格者講習の既修者を、「防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者」として新たに位置付ける。
- (3) 消防設備点検資格者講習又は自衛消防業務講習（追加講習の既修者を含む。以下同じ。）の既修者について、甲種防火管理講習において重複する講習事項（2時間）を免除する。
- (4) 甲種防火管理再講習について、その内容を直近の制度改正等の習得に限定することにより、講習時間を3時間から2時間に改める。

2. 消防設備点検資格者講習

甲種防火管理講習、防火対象物点検資格者講習又は自衛消防業務講習の既修者について、重複する講習科目（2時間）を免除する。

3. 防火対象物点検資格者講習

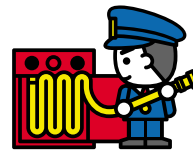
- (1) 甲種防火管理講習を修了した防火管理者について、重複する講習科目の免除を拡大（現行4時間から10時間へ）する。
- (2) 甲種防火管理講習の既修者について、重複する講習科目（10時間）を免除する。
- (3) 乙種防火管理講習の既習者について、重複する講習科目（4時間）を免除する。

4. 自衛消防業務講習

- (1) 甲種防火管理講習及び防災管理講習を修了した者（併催講習の既修者を含む。）について、重複する講習科目（7時間）を免除する。
- (2) 自衛消防業務再講習について、その内容を直近の制度改正等の修得及び最近の災害事例を踏まえた訓練の実施に限定することにより、講習時間を6時間から4時間に改める。

5. 防災管理講習

- (1) 講習事項について見直しを行うことにより、防災管理講習の講習時間を5時間から4時間30分に改める。
- (2) 防災管理点検資格者講習の既修者を、「防災管理者とし



て必要な学識経験を有すると認められる者」として新たに位置付ける。

- (3) 自衛消防業務講習の既修者について、重複する講習事項（1時間30分）を免除する。
- (4) 防災管理再講習について、その内容を直近の制度改正等の修得に限定することにより、講習時間を3時間から2時間に改める。
- (5) 甲種防火管理講習と併催で行う講習について、講習事項の統合及び内容の見直しにより講習時間を14時間から12時間に改める。
- (6) 甲種防火管理再講習と併催で行う再講習について、その内容を直近の制度改正等の修得に限定することにより、講習時間を4時間から3時間に改める。

6. 防災管理点検資格者講習

- (1) 防災管理講習を修了した防災管理者について、重複する講習科目の免除を拡大（現行3時間から4時間30分へ）する。
- (2) 防災管理講習の既修者について、重複する講習科目（4時間30分）を免除する。

- (3) 防災管理点検資格者再講習について、その内容を直近の制度改正等の修得に限定することにより、講習時間を3時間から2時間に改める。

4 施行期日

改正省令及び告示は、平成23年4月1日から施行されます。

5 改正に伴う運用

今回の改正に当たっては、別途運用通知（「消防法施行規則の一部を改正する省令」等の運用について（平成22年12月14日付け消防予第545号））を发出しています。本通知については消防庁ホームページに掲載していますので、こちらをご参照ください。

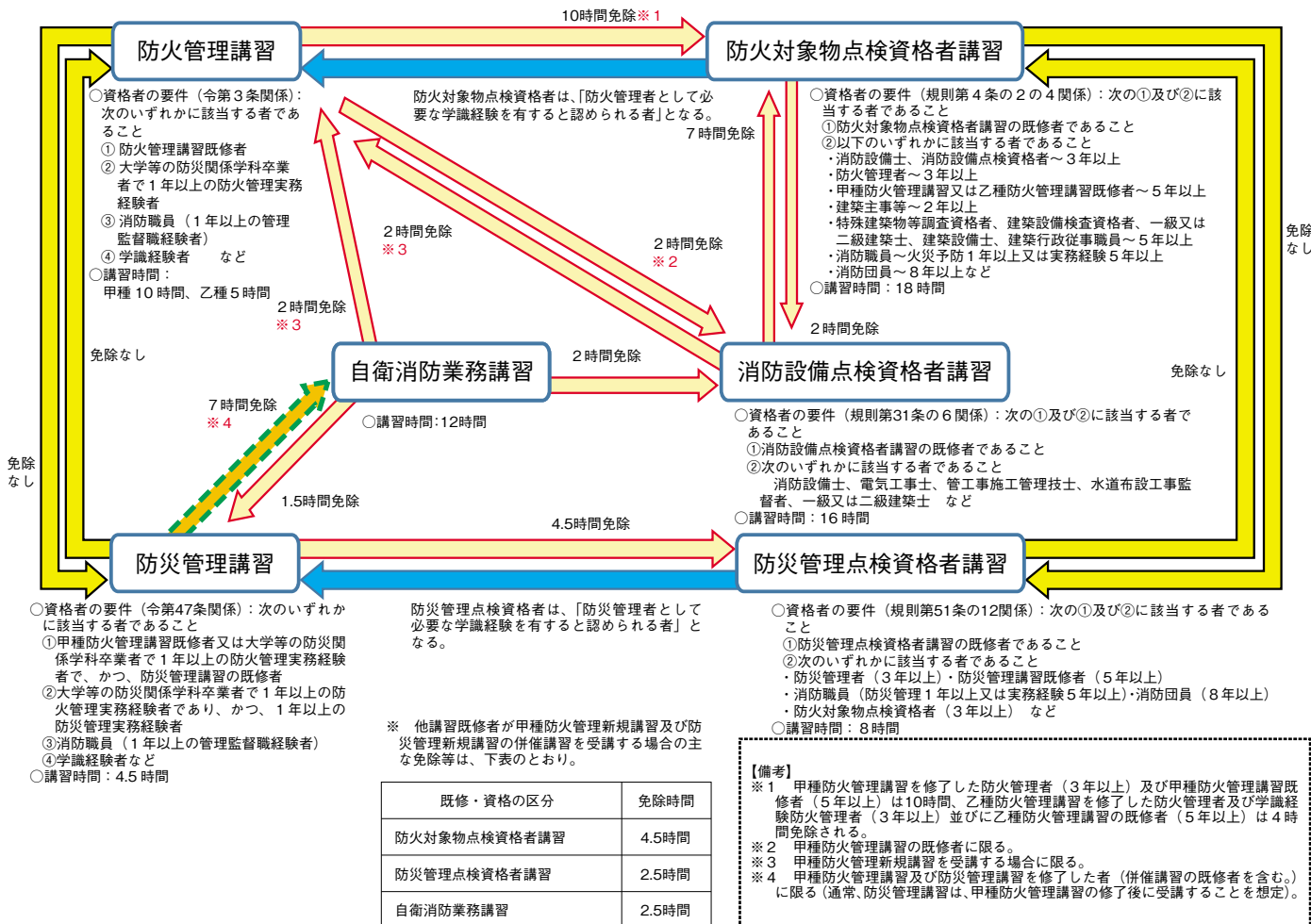
〈リンク先〉

http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2212/pdf/221214_yo545.pdf

改正規則及び改正告示による各講習の受講イメージ

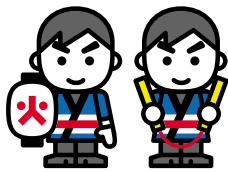
【表の見方】

矢印に書かれている「10時間免除」等の表記は、矢印の元にある講習既修者が、矢印の先にある講習を受講しようとする場合は、そこに記載された分だけ講習時間が免除されることを意味している。例えば、防火管理講習の既修者が防火対象物点検資格者講習を受講する場合は、「10時間免除」との記載があるので、この分だけ講習時間が免除される。よって、18時間受講しなければならないところ、8時間の防火対象物点検資格者講習を受講し、修了審査に合格することによって、当該免状が交付される。



既修・資格の区分	免除時間
防火対象物点検資格者講習	4.5時間
防災管理点検資格者講習	2.5時間
自衛消防業務講習	2.5時間

- 【備考】
- ※1 甲種防火管理講習を修了した防災管理者（3年以上）及び甲種防火管理講習既修者（5年以上）は10時間、乙種防火管理講習を修了した防火管理者及び学識経験防火管理者（3年以上）並びに乙種防火管理講習の既修者（5年以上）は4時間免除される。
 - ※2 甲種防火管理講習の既修者に限る。
 - ※3 甲種防火管理新規講習を受講する場合に限る。
 - ※4 甲種防火管理講習及び防災管理講習を修了した者（併催講習の既修者を含む。）に限る（通常、防災管理講習は、甲種防火管理講習の修了後に受講することを想定）。



消防団の充実強化についての 検討会報告書の概要

防災課

1 はじめに

消防団は、市町村の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながらも、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自ら守る」という郷土愛護の精神に基づき、多方面にわたる消防・防災活動を行っています。

消防庁では、消防団活動の活性化を通じて、地域の安心・安全が推進されることを目的として「消防団の充実強化についての検討会」（座長：室崎益輝・関西学院大学総合政策学部教授）を平成22年6月に設置しました。このたび、本検討会により報告書が取りまとめられましたので、その主な概要を紹介します。

2 報告書の主な概要について

(1) 消防団の役割

常備消防の整備が進み、特に都市部は、消火については消防団の役割は限られると思われがちですが、消防団は常備消防との連携のもと、消防・防災活動の一翼を幅広く担っており、また、大規模災害の際には、消防団による地域の即応体制が極めて重要です。

我が国では、東海地震、東南海・南海地震や首都直下地震などの大規模地震災害の発生が危惧されており、大



検討会の様子

規模災害に備えるためには、要員動員力、即時対応力、地域密着性の観点から消防団の充実強化は不可欠です。

また、大規模災害時以外の活動としても、水防を始め、防災教育、防災訪問や応急救護など、消防団の果たす役割は多様で大きいものがあります。

(2) 常備消防・自主防災組織等との連携

災害時に効果的に地域の防災力を一体として発揮するためには、その担い手である市町村の消防機関としての常備消防、消防団及び住民の自主的な組織である自主防災組織等の3者の効果的な連携が重要です。

特に、地震などの大規模災害時や中山間地、離島等での災害の場合、消防団からの常備消防への情報伝達は不可欠です。

消防団と自主防災組織等の連携に当たっては、日常の消火訓練や防災啓発はもとより、災害時を想定した救助・救出等についても、自主防災組織等が消防団から助言を受けながら知識、技術を身につけ、ともに地域防災を担う集団として、災害発生時に自主防災組織等のマンパワーと消防団の専門知識・技術を活用し、効果的な防災活動が行えるよう努めることが必要です。

(3) 消防団員の活動環境の整備等

① 被雇用者団員等の活動環境の整備

消防団員の就業形態は大きく変化してきており、全体に占める被雇用者の割合は7割を超える現状の中で、勤務時間中の活動について、事業所に理解を得る必要があります。

企業側のメリットを大きくするような消防団協力事業所表示制度の充実を検討することも有効と考えられます。

また、被雇用者の入団希望者に対し、消防団の訓練及び諸行事の年間スケジュールをあらかじめ示すなどにより、必要以上に負担を強いることがないように工夫する必要があります。

② 消防団員の士気の維持・向上等

消防団の活動への期待が広がってきている中で、それに見合った、必要十分な資機材の整備や報酬の適正な支給はもちろんです。士気のさらなる向上という観点から、表彰制度の充実や消防団の重要性・必要性についての住民への広報も必要です。

(4) 女性・学生消防団員の入団促進策

平成22年4月1日現在では、全国の女性消防団員は1万9,043人で前年度に比べ約1,200人増えていますが、全体の約2%であり、また、女性消防団員がいる消防団は1,194団で全体の52.5%となっています。

消防団の役割として、ますます重要になってくると思われる応急手当の普及や子ども達への防災教育等、女性の特性を活かして活躍できる場が多くあることや、女性も男性と同様に活動している事例があることなどを、広く広報することが必要です。

また、平成22年4月1日現在では、大学生等の消防団員数は1,804人であり、人数としては多くはありませんが、消防団員の平均年齢が、平成22年4月1日現在38.8歳となるなど、上昇が続いていることから、学生等への入団の働きかけは、若者の入団促進策の一つとして重要です。特に、大学等の多い大都市部においては、有効であると考えられます。

(5) 将来の消防団員等の地域防災を担う人材の育成

ヨーロッパ各国では、青少年の消防活動が活発に行われており、我が国においても、将来の消防団員等の地域防災の担い手を子どもの頃から一貫して養成していくこ



少年消防クラブの活動

とが重要です。このため、子どもの頃からの防火・防災に関する意識付け及び将来の地域防災の担い手を育てる基盤的活動として、少年消防クラブの活動の活性化を進めていく必要があります。

特に、中学生・高校生については、将来の地域防災の担い手として、また現時点においても、ある程度の体力を有していることから、防災活動に積極的に参加し、地域防災力の向上に寄与する主体として活躍していくことが期待されます。

また、消防団は防災に関し地域コミュニティの中核的存在であることから、青少年に対する防災教育の推進に当たっては、常備消防はもとより、学校、自治会、自主防災組織、婦人（女性）防火クラブ、民生委員などと連携協力して、積極的に支援していくことが望まれます。

(6) 地域住民への広報

消防団の活動内容、必要性等については、一般の人々、特に都市部の新しい住民にあまり知られていないことを踏まえ、消防団の認知度をさらに高めていくことが非常に重要です。

なお、ホームページなどあらゆる媒体や機会を使って、また、マスメディアとも連携し、消防団の活動が住民により浸透するよう心がける必要があります。特に、大規模地震や集中豪雨等の災害時対応などにおける消防団の必要性について、広く住民に広報し理解を得ることが必要です。



女性消防団員による火災予防活動

報告書の全文は消防庁のホームページからご覧いただけます。
URL : http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2212/221210_1houdou/02_houkokusyou.pdf

米国救助体制の概要

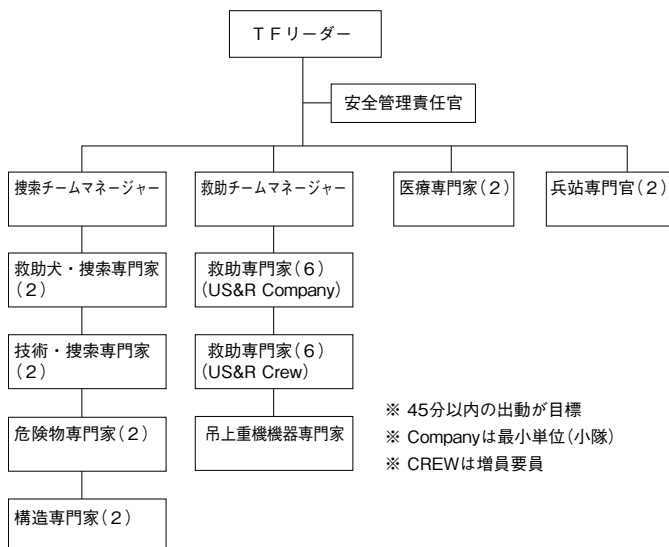
参事官

1 はじめに

東海地震、東南海・南海地震などの大規模地震が発生した場合、倒壊あるいは座屈した建物等に取り残された生存者を救助することが消防機関には求められますが、すべての救助事案に消防機関が対応することはできません。そのため、消防団や自主防災組織等と役割分担をする中で、救助隊は、多数の要救助者が発生する可能性がある座屈耐火建物等からの救助を担当することが想定されます。こうしたことから消防庁では、平成22年度救助技術の高度化等検討会において、「座屈耐火建物等における救助活動について（技術）」について検討しており、検討会の参考とするため「米国における救助体制、相互応援体制等」について実態調査を行いましたので、その概要について紹介します。

2 米国における救助体制

US&R (Urban Search and Rescue: 都市型搜索救助) の前身であるSearch & Rescue (搜索救助) は、荒野における行方不明者の搜索を主として行っていました。ロムプリータ地震 (1989年に発生した大地震) 等の教訓を受けたカリフォルニア州において、US&R-TF (Task Force: 部隊) の創設と配備が提案され、この提案をFEMA (Federal Emergency Management Agency: 連邦危機管理庁) が採用し、国家US&R対応システムとして1991年に確立されました。日本におい



カリフォルニア州における Regional US&R-TF (29名)

※ 45分以内の出動が目標
 ※ Companyは最小単位(小隊)
 ※ CREWは増員委員

ては、US&Rを都市型搜索救助と訳していますが、本来は、国家応急対応計画に基づく応急体制や消防相互応援における救助専門部隊の応援体制と理解するべきと考えられます。

このようなUS&R-TFは、災害規模等に応じた救助体制がとられており、次のように連邦レベル、州レベルなど数種類に分類することができます。

(1) FEMA US&R-TF (連邦のタスクフォース)

州の対応だけでは困難な災害に、大統領の緊急事態宣言に基づき国家応急対応計画 (NRP: National Response Plan) が発動され、連邦政府の資源が投入される応急体制システムがあります。同対応計画の中では緊急支援機能 (ESF: Emergency Support Functions) が規定されており、その内の一つとしてUS&Rが第9番目 (ESF # 9) に位置付けられています。このESF # 9の主務官庁はFEMAであり、国家US&R対応システム (National Urban Search and Rescue Response System) を確立し運用しており、FEMAに指定されたUS&R-TF (国のタスクフォース) が、全米で28隊組織されています。

この部隊は、消防士を中心とした救助隊員のほか、医療専門家や構造専門家等のボランティア隊員約70名で構成され、出動指令から6時間以内に出発し、72時間は独自の装備だけで活動を行うこととされています。また、海外における災害にも派遣され、日本で例えるなら、国際緊急援助隊の救助チームに該当する組織となります。

(2) State US&R-TF (州のタスクフォース)

FEMA US&R-TFが組織されている州では、災害規模により必要があれば「州のタスクフォース」として州内の災害に対応します。

(3) Regional US&R-TF (地域のタスクフォース)

州内における災害においては、機動性が重要視されることから、救助チームを中心として30名以下の地域のタスクフォースが編成されています。カリフォルニア州では地震、テキサス州では洪水といった地域に多い災害を重点に部隊を編成するなど、それぞれの州により特徴のある編成がされています。FEMA US&R-TFは、ハリケーンIKE (アイク: 2008年の大型ハリケーン) の際、上陸の48時間前に9つの部隊がヒューストンに待機し、復旧活動も迅速に対応するなど成果を収めていますが、一方で、大部隊であるがゆえに機動性に課題があり、州内では、地域のタスクフォースを効果的に運用しています。

日本で例えるなら、緊急消防援助隊の救助部隊に該当する組織となります。

(4) US&R Company (US&R小隊)

消防署に配備された小隊で、4つに区分されており、日本における救助体制 (特別高度救助隊、高度救助隊、特別救助隊等) と類似した体制となっています。Type-1、2は1隊6名、Type-3、4は1隊3名で編成されています。このうち、特にType-1のUS&R小隊の隊員が、国、州及び地域のタスクフォースを

表 カリフォルニア州における US&R-TF の隊数

US&R-TF の区分	隊 数
State / National US&R Task Force	8 隊
Regional US&R Task Force	9 隊
US&R Type-1 "Heavy" Company	54 隊
US&R Type-2 "Medium" Company	28 隊
US&R Type-3 "Light" Company	41 隊
US&R Type-4 "Basic" Company	107 隊

構成することとなります。

現在、カリフォルニア州では、各地域にUS & R小隊を配備することにより、災害時の対応能力を高める施策を積極的に行っており（表参照）、特に、Type-1のUS & R小隊の増隊に力を入れています。我が国が、全国の救助力を引き上げるために、全消防署に救助隊を設置した後、広域応援体制を整えたのに対し、米国では、国のタスクフォースによる応援システムを整備した後、機動性のある地域のUS & R小隊を強化し、州内の救助力の引き上げを行っています。

3 相互応援体制

(1) 州内における相互応援体制

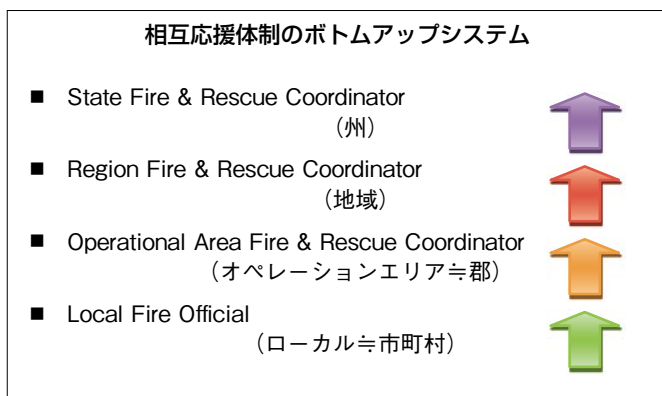
消防機関相互の応援体制の歴史は古く、カリフォルニア州では1950年に始まり、現在もそれが基本的には継続しています。

相互応援体制は4段階のボトムアップシステムとなっており、現場の指揮は、地元消防本部の指揮官がとるなど、日本の相互応援体制と基本的に同様のシステムとなっています。また、指揮命令として組織、手順、用語を統一し、複数の部隊による活動を容易にするため、ICS（Incident Command System）を採用しています。

これは、カリフォルニア州における山林火災時の教訓により確立されたものであり、現在は、危機管理手法として民間会社等においても採用されています。

(2) 州を超える相互応援体制

州を超える相互応援体制として、ICDDC（Interstate Civil Defense and Disaster Compact）とEMAC（Emergency Management Assistance Compact）が存



在します。

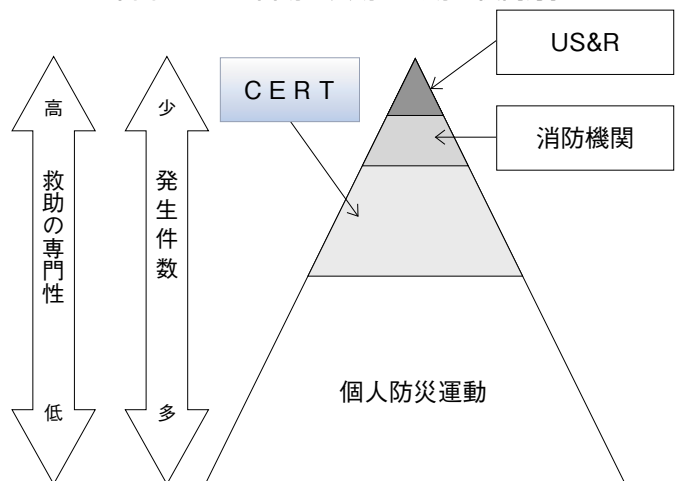
ICDDCは、南西部の6州間（アリゾナ、カリフォルニア、アイダホ、ネバダ、オレゴン、ワシントン）の相互応援協定であり、EMACは全米における協定です。

EMACの特徴は、派遣依頼を受けた州が派遣に必要な費用を提示し、要請した州は提示された費用を勘案し、依頼する州を決定する仕組みであることです。

4 地域防災組織

大規模災害時には自助・共助・公助の役割分担が重要であるため、米国における地域防災組織（CERT：Community Emergency Response Team）について調査しました。1985年、ロサンゼルス消防局職員が東京の防災訓練を視察した際、初期消火、救出救護、避難訓練等の訓練が行われていました。これをロサンゼルスで実践するため考案したものがCERTです。日本における

米国における自助、共助、公助の役割分担



消防団と自主防災組織の災害対応力を併せ持った地域防災組織と言えます。カリフォルニア州では、1街区に1名のCERT講習の修了者を目指し、現在まで、約5万人がプログラムを受講しています（ただし、実態は企業ごとやブロックごとに受講する場合が多い）。また、すべての教育プログラムを終了した者のうち、身元を



CERT保有車両



CERT講習の様相

チェックした約200名がCERTにおいて重要な役割を果たしており、消防機関の下部的組織として位置付けられています。

ここで注目したいのは、米国の消防士たちは揃って、「CERTがいるからこそ、大規模災害時に役割分担ができ、自分たちは困難な災害現場で仕事ができる。」、CERT隊員は「消防のために貢献することができて光栄である。」と、お互いの存在を認め合い、人と人とのコミュニケーションは勿論のこと、組織同士お互いを尊重しているということです。

5 訓練施設

(1) ロサンゼルス市消防局

消防署 (Station No.88) の敷地内がれき訓練施設等を設置しており、基礎的な訓練がいつでもできるようになっています。コンクリートを破壊する訓練に使用する資材は、民間会社のミキサー車に余った生コンクリートをいつでも受け入れる体制を取っているとともに、訓練に使用する列車などは、事故を起こして廃棄になる車両を受領する



など、経費の節減に最大限努力しています。今後、日本の消防本部がこうした訓練施設を設置するに当たり、大変参考になるものと思料します。

大切なことは、訓練後の施設の復旧と緊迫する災害現場において最大限の力が発揮できるよう基礎的な技術訓練を繰り返し行うことにあり、訓練への考え方は日米に違いはありません。

(2) Disaster City

テキサス A & M 大学システムの構成団体の一つである T E E X (Texas Engineering Extension Service) が整備した包括的な「がれき訓練施設」であり、充実した基礎訓練の諸施設とともに、住宅、オフィス、商店街モール、劇場など各種建物の模擬倒壊現場や脱線車両等が広さ約52エーカー (約21万㎡) の敷地内に配された訓練施設です。T E E X は、保有訓練施設における訓練等の開催、講師や技術者の派遣、その他各種の技術的支援を提供しています。T E E X の歴史は古く、テキサス A & M 大学が1929年にテキサス州消防士消防長協会により、州内における消防士の専門訓練学校として恒久的な選定を受けて以来、消防・緊急対応に関する教育訓練を提供してきています。



この施設は当初、約770万ドル (約7億2千万円) かけて整備され、順次、施設を拡大していますが、様々な資材を寄付等で賄うとともに、資材のリサイクルを徹底するなど経費の節減に努力しています。また、Disaster City の最大の特徴は、訓練後に施設を復旧するためのクレーンや重機が整備され、訓練を行うための運用上の工夫がされているところです。こうした「がれき訓練施設」は、施設設計時のコンセプトを保つことが大変重要であり、復旧がされない場合、本当の「がれき」になってしまう危険性があります。



6 おわりに

米国救助体制について調査した結果ですが、日米の救助体制、相互応援体制、広域応援体制等の基本的な考え方に違いはないということです。当然、日米の社会性、災害態様の実態が異なることにより、その体制の成り立ちや、救助技術の手法に違いはあります。我が国の救助技術は、過去の救助事案の経験から検証訓練等に基づき形成された技術であり、世界に誇るべき救助技術です。一方、ノースリッジ地震 (1994年に発生した大地震) や同時多発テロ (2001年) を経験した米国は「がれき災害」に特化した技術を有しており、我が国が学ぶべきところも見られます。今後は、我が国の救助体制、救助技術等をベースに、我が国の災害態様に参考となる救助技術等を検証し、日本の救助技術として確立していくことが重要です。

平成22年（1月～6月） における火災の概要 （概数）

防災情報室

1 総出火件数は2万4,342件、 前年同期より4,295件の減少

平成22年（1月～6月）における総出火件数は、2万4,342件で、前年同期より4,295件減少（-15.0%）しています。

これは、おおよそ1日当たり134件、11分ごとに1件の火災が発生したことになります。

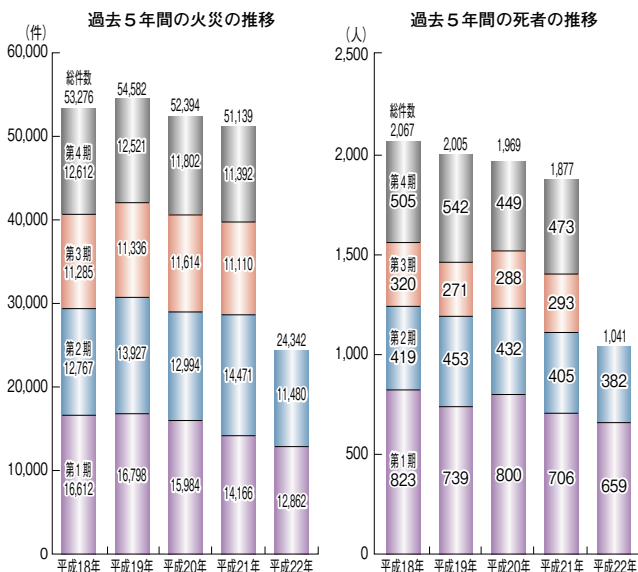
また、火災種別でみますと、次表のとおりです。

平成22年（1月～6月）における火災種別出火件数

種別	件数	構成比(%)	前年同期比	増減率(%)
建物火災	14,232	58.5%	△ 995	△ 6.5%
車両火災	2,401	9.9%	△ 310	△ 11.4%
林野火災	947	3.9%	△ 714	△ 43.0%
船舶火災	32	0.1%	△ 18	△ 36.0%
航空機火災	2	0.0%	0	0.0%
その他火災	6,728	27.6%	△ 2,258	△ 25.1%
総火災件数	24,342	100%	△ 4,295	△ 15.0%

2 総死者数は1,041人、 前年同期より70人の減少

火災による総死者数は1,041人で、前年同期より70人



※1 平成22年データは概数値を、それ以外の各年のデータは確定値を使用

※2 第1期（1月～3月）、第2期（4月～6月）、第3期（7月～9月）、第4期（10月～12月）

減少（-6.3%）しています。

また、火災による負傷者は、3,992人で、前年同期より312人減少（-7.2%）しています。

3 住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）数は623人、前年同期より17人の減少

建物火災における死者789人のうち住宅（一般住宅、共同住宅及び併用住宅）火災における死者は、712人であり、さらにそこから放火自殺者等を除くと623人で、前年同期より17人減少（-2.7%）しています。

なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は90.2%で、出火件数の割合58.4%と比較して非常に高いものとなっています。

4 住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）の6割以上が高齢者

住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）623人のうち、65歳以上の高齢者は389人（62.4%）で、前年同期より4人減少（-1.0%）しています。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数を、前年同期と比較しますと、逃げ遅れ367人（20人の減・-5.2%）、着衣着火25人（10人の減・-28.6%）、出火後再進入17人（1人の増・+6.3%）、その他214人（12人の増・+5.9%）となっています。

5 出火原因の第1位は「放火」、 続いて「こんろ」

総出火件数2万4,342件を出火原因別にみますと、「放火」2,794件（11.5%）、「こんろ」2,379件（9.8%）、「たばこ」2,366件（9.7%）、「放火の疑い」2,060件（8.5%）、「たき火」1,435件（5.9%）の順となっています。

6 住宅防火対策への取組

平成16年6月の消防法改正により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置及び維持が義務付けられ、既存住宅を含め、平成23年6月までの市町村条例で定める日から義務化となります。平成22年6月時点での住宅用火災警報器の普及率は58.4%（消防庁推計）に留まっています。

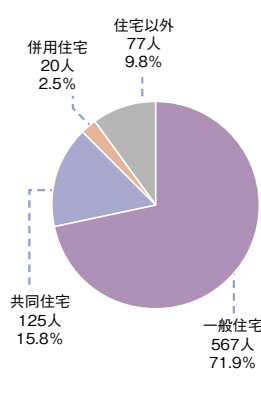
また、西日本（普及率：53.3%）は、東日本（普及率：61.7%）に比べ普及が遅れているなど、住宅用火災警報器の普及状況には、地域差が見られる状況です。

このため消防庁では、平成20年12月の住宅用火災警報器設置推進会議において決定された「住宅用火災警報器設置推進基本方針」に基づき、報道機関、広報紙等と連携した広報の実施や消防団、婦人（女性）防火クラブ、自主防火組織等と連携した普及・啓発活動等により住宅用火災警報器の早期設置の促進等を図っているところです。

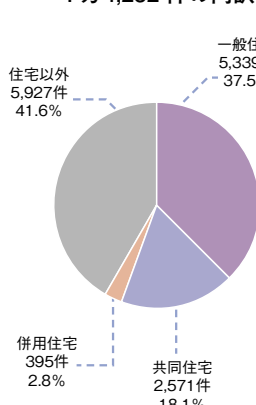
これらのほか、広報、普及・啓発活動の積極的な推進に資する「住宅防火対策推進シンポジウム」を全国18か所で開催するほか、春・秋の全国火災予防運動等の機会をとらえ報道機関や消防機関等と連携した普及啓発活動を行うなど、住宅用火災警報器の早期設置促進活動を行っているところです。

さらに、こんろやストーブからの出火防止等について映像資料を作成するとともに、消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/html/life/juukei.html>）において配信し、住宅用火災警報器のみならず住宅防火に係る総合的な啓発を図っています。

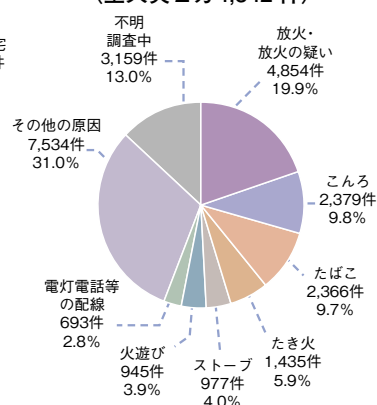
建物火災の死者 789 人の内訳
(死者の発生した建物用途による)



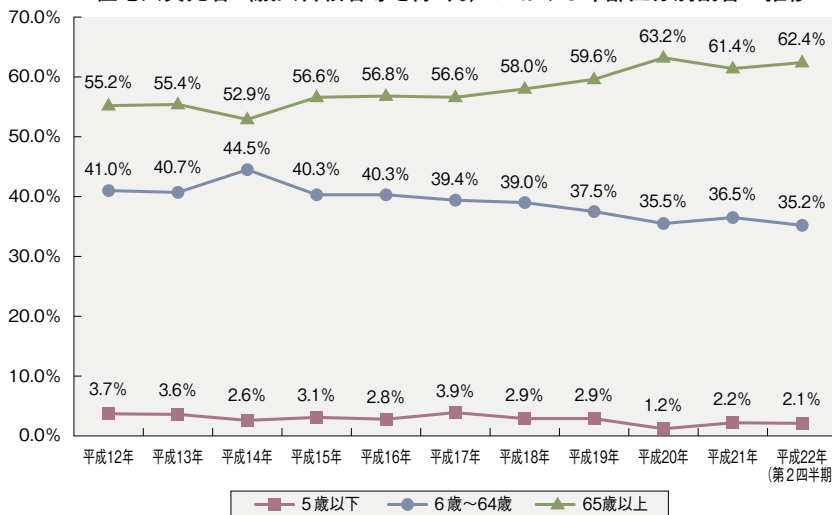
建物火災の出火件数
1万4,232件の内訳



出火原因の内訳
(全火災 2万4,342件)



住宅火災死者（放火自殺者等を除く。）における年齢区分別割合の推移



※1 平成22年データは概数値を、それ以外の各年のデータは確定値を使用
 ※2 住宅火災死者は、死者の発生した建物用途による

7 放火火災防止への取組

平成22年（1月～6月）の放火及び放火の疑いによる火災は4,854件で、前年同期より1,186件減少（-19.6%）していますが、全火災の19.9%を占めており、依然として高い割合になっています。

ソフト対策としては、春・秋の全国火災予防運動において放火防止対策に積極的に取り組むよう消防機関に通知し、全国で放火火災防止対策戦略プランに基づき、チェックリストを活用した自己評価による「放火されない環境づくり」を目指した取組が進められています。

また、ハード対策としては、放火行為の抑制に効果が期待される放火監視機器の開発・普及を促進するため、「放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドライン」の策定を行うとともに、現在、全国4地域に放火監視機器を設置し、効果の検証を行っています。

8 林野火災防止への取組

林野火災の件数は947件で、前年同期より714件減少（-43.0%）し、延べ焼損面積は約489haで、前年同期より約542ha減少（-52.6%）しています。

例年、春先に林野火災が多発していることから、平成22年も「林野火災に対する警戒の強化について（平成22年3月2日消防特第34号）」を各都道府県等へ発出し、入山者や林業関係者等に対する林野火災予防の徹底・警戒強化やヘリコプターによる空中消火の積極的な活用等について周知しました。

また、毎年、林野庁と共同で火災予防意識の啓発を図るとともに、予防対策強化等のため、春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを全国山火事予防運動の実施期間とし、平成22年は「消さないで 小さな命の 帰る場所」という統一標語のもと、様々な広報活動を通じて山火事の予防を呼びかけました。

平成22年秋の叙勲並びに褒章伝達式

総務課

平成22年秋の叙勲伝達式（平成22年11月10日(水)、日本青年館）、第15回危険業務従事者叙勲伝達式（平成22年11月12日(金)、日比谷公会堂）並びに平成22年秋の褒章伝達式（平成22年11月11日(木)、スクワール麹町）が、それぞれ盛大に挙行されました。

叙勲を受章された方々は、永年にわたり国民の生命、身体及び財産を火災等から防ぎよするとともに、消防力の強化、充実に尽力され、消防の発展及び社会公共の福祉の増進に寄与された消防関係者の方々です。また、褒章を受章された方々は、永年にわたり消防防災活動及び消防関係業界の業務に精励し、消防の発展に大きく寄与された方々、並びに災害現場において自己の危険を顧みず人命救助に尽力した方々です。それぞれの受章者数は、秋の叙勲643名、第15回危険業務従事者叙勲619名及び秋の褒章81名です。

伝達式終了後、受章者及び配偶者は皇居において、天皇陛下に拝謁し、お言葉を賜りました。

なお、消防関係者の勲章・褒章別受章者数は次のとおりです。

平成22年秋の叙勲

瑞宝小綬章	44名
旭日双光章	3名
瑞宝双光章	106名
瑞宝単光章	490名

第15回危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章	425名
瑞宝単光章	194名

平成22年秋の褒章

紅 綬	6名
黄 綬	8名
藍 綬	67名



秋の叙勲伝達式において代表受領される水口寛也氏



危険業務従事者叙勲伝達式において代表受領される川本満良氏



秋の褒章伝達式において代表受領される田中義彦氏

第58回全国消防技術者会議の開催報告

消防大学校 消防研究センター

会議概要

平成22年10月21日(木)から22日(金)の2日間にわたり、第58回全国消防技術者会議が、東京都港区虎ノ門のニッショーホールで開催されました。この会議は、消防防災の科学技術に関する調査研究、機器の開発等の成果を発表し、消防職員や消防団員を始めとする消防関係者の意見交換の場として、昭和28年より毎年開催されているものです。平成22年は全国より、2日間で延べ740人に及ぶ消防職員や消防防災関係者の方などが参加しました。

会議1日目の午前には、木原正則消防研究センター所長による開会の挨拶の後、特別講演として、「地震と防災：過去を知り明日に備える」と題して株式会社小堀鐸二研究所 武村雅之氏(写真1)にご講演いただきました。その後、昼休みの時間を利用して、主に一般公募の展示発表が行われ、午後には研究発表が行われました。会議2日目の午前には、同会場において「平成22年度消防防災機器の開発・改良、消防防災科学論文及び原因調査事例報告に関する消防庁長官表彰」の表彰式が執り行われました。表彰式では、久保信保消防庁長官(写真2)によって式辞が述べられた後、受賞者に対して長官より表彰状と副賞の楯が手渡されました。さらに、選考委員会委員長である亀井浅道横浜国立大学教授による講評、次いで



写真1 武村氏による講演

記念写真撮影が行われました。表彰式終了後、午前中に「原因調査に関する事例報告」の中から4作品の発表が、午後から「消防防災科学に関する論文」の中から4作品の発表が行われました。その後、「消防防災科学技術研究推進制度」の中で実施された研究成果について2件の発表が行われました。また、会議2日目の昼休みには、平成22年度消防庁長官表彰受賞作品の中から「消防防災機器等の開発・改良」及び「奨励賞」の受賞作品が展示発表されました。

特別講演

会議1日目の午前に行われた株式会社小堀鐸二研究所 武村雅之氏による特別講演「地震と防災：過去を知り明日に備える」では、関東大震災に関する調査資料等を基に防災対策の妥当性や限界を検証する重要性について、実際に起こった事例を交えてご説明をいただき、消防関係者にとって興味深く有用な講演となりました。

研究発表

会議1日目の午後に行われた火災または漏えい事故に関する原因調査についての発表(写真3)では、公園の合成樹脂製の複合遊具の火災において、火炎からの熱に



写真2 久保長官による式辞



写真3 会場内の様子

よって溶融し延焼拡大した火災事例に関する燃焼実験に対して注目が集まっていました。また、建築用の塗料を拭き取ったウエスから自然発火した火災事例についての実験的な検証やファーストフード店のガスグリルから出火した火災の調査と再発防止対策なども関心を集めていました。原因調査に関する研究発表では6件の発表が行われました。引き続き、消防活動における安全対策について発表が行われました。消防活動において効果的に熱中症を予防するための方策に関する検証を提言した研究発表が関心を集めていました。また、建物火災における消防隊員に対する受熱量低減のための援護放水の有効性について実験的に検証した発表に注目が集まっていました。消防活動における安全対策に関する研究発表では7件の発表が行われました。

会議2日目の午前の表彰式の後、平成22年度消防庁長官表彰作品「原因調査に関する事例報告」として4作品が発表されました。テーブルタップの栓刃可動式プラグ部分の短絡による出火に対する考察と対策及び車両からの排気ガスによる周囲可燃物への着火に関わる検証実験に関する作品などに対して、多くの方が興味を持っていました。引き続き、平成22年度消防庁長官表彰作品「消防防災科学に関する論文」として4作品が発表されました。残火処理を対象とした消防活動における予防対策に対して信頼性手法を用いて考察した作品や電源供給装置を搭載した救急自動車の省エネルギー性能について考察した作品に注目が集まっていました。その後、「消防防災科学技術研究推進制度」における研究の成果として「大容量放射砲のシミュレーション技術の構築」及び「蛍光



写真4 消防防災科学技術研究推進制度の展示発表

ナノ粒子を用いた放射線センシング機能を有する軽量耐熱服の研究開発」の2件の研究成果が発表されました。

展示発表

会議1日目の昼休みに、4件の一般公募の展示発表が行われました。P D C Aサイクル理論に基づいたトリアージタグの改訂を扱った作品が注目を集めていました。また、「消防防災科学技術研究推進制度」の研究成果の中から、「高層建築物に設置する消火設備配管等の耐震基準に関する研究」及び「自律分散協調型避難誘導システムの開発」の2件の展示発表が行われました（写真4）。

会議2日目の昼休みには、平成22年度消防庁長官表彰受賞作品の中から8件の展示発表が行われました。河川の水を効率よく活用できる可搬式ポンプの廃品を利用したポンプの試作品と性能検証実験や消防活動上有効な改良やオートロックドアのラッチボルト固定バンドの開発などの展示発表に関心が集まっていました。

次回の全国消防技術者会議は、平成23年10月20日(木)、21日(金)の両日に今回と同じくニッショーホールにおいて開催する予定としています。発表及び参加の募集並びにプログラムにつきましては、後日、消防研究センターのホームページ (<http://www.fri.go.jp/cgi-bin/hp/index.cgi>) 等でご案内させていただきます。全国の消防職員や消防防災関係者の皆様からの多数のご応募、ご参加をお待ちしています。



～第7回～

防災協会が主体となった 政令市全域での共同購入の取組

(京都府京都市)

予防課

～イントロダクション～

- 自治体やコミュニティが大きいほど、同一の取組を推進するのは難しい状況が見られます。
- 今回は、市や防災協会が主体となった政令市全域での共同購入事例を紹介します。併せて、民間賃貸物件向けの取組についても紹介します。

(1) 地域・取組主体の概要

京都市における防火・防災への取組として、昭和30年代に住民による組織として自主防火町が結成された。現在も227の自主防災会（おおむね小学校区単位に設置、設置率100%）とそのブロック組織である6,231の自主防災部（おおむね町内単位に設置）が結成されている。また、消防署職員がそれぞれ担当地域を持ち、約3年に1度の戸別訪問を実施している。

京都市防災協会は、防火・防災の指導等のために平成6年に設立された財団法人であり、自主防災会への支援等を実施している。

(2) 共同購入の取組概要

平成18年当時はまだ住警器の価格も高く、義務化についても浸透していなかった。そこで、市民の負担軽減と設置普及、悪質訪問販売の防止を図るため、地域ぐるみでの設置促進事業を開始した。

初年度は、自主防災部からの購入希望数を取りまとめた上で、防災協会が一括購入した。

次年度からは、各自主防災会による共同購入に変更し、防災協会は情報提供等の支援を行った。

取組主体	京都市防災協会
人数等	12人
消防署等	京都市消防局
職員数	1,945人
地域	京都府京都市（政令市）
人口／世帯数	1,474,811人／641,455世帯
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ●広報・周知 （掲示物・配付物、セミナー、説明会、個別訪問） ●必要数確認の工夫 ●共同購入 ●購入補助 （補助金等） ●設置支援 ●設置確認 （戸別訪問） ●賃貸物件対策

平成18年 防災協会による共同購入（一括購入）

工夫点

- ①自主防災部への周知活動
- ②様々なパンフレット等の作成
- ③防災協会による一括購入
- ④市による購入費助成

（普及期）

平成19年 各自主防災会による共同購入

工夫点

- ⑤取付支援の実施

（展開期）



(3) 工夫点の紹介

工夫点①：自主防災部への周知活動

●実施内容

住警器設置の義務化について周知するため、京都市消防局の防災指導責任者（自主防災会の育成・指導を担当）が、事業主旨を自主防災部の役員に対して周知した。防災協会は事業説明用のパンフレットの作成や問い合わせ対応を行った。

●ポイント

まずは消防局の職員が説明を実施することにより、事業主旨の周知・徹底を図った。

工夫点②：様々なパンフレット等の作成

●実施内容

後段の「(6) 活動において作成された資料等」に示す工夫点①の事業説明用のパンフレット等を防災協会が作成した。例えば、自主防災会向けには「住警器とは」「共同購入の方法」といったものを、個人向けには必要個数がわかりやすい資料や取付方法のパンフレット等を作成した。

●ポイント

それぞれ対象、用途、目的にあったパンフレット等を作成している。

工夫点③：防災協会による一括購入

●実施内容

工夫点①の説明の結果、170の自主防災部から応募があった。購入先は5社で入札を実施して価格により決定した。購入は、市からの貸付を原資として防災協会が一括して行った。購入数は合計1万4,420個となった。

購入申込手続き等は、170の自主防災部の部長に対して、防災協会の担当者が戸別訪問し説明した。

●ポイント

大量の一括購入を実施することにより、当時の市価の半額以下で購入することができた。

ただし、市全体での一括購入は民業の圧迫になる等の意見もあり、公正取引委員会や弁護士等の意見も伺った結果、次年度からは自主防災会単位で共同購入を実施することとなった。

工夫点④：市による購入費助成

●実施内容

平成18年度は、購入した自主防災部に対して、購入経

費の5%が京都市から助成された。実際には購入した世帯に対して5%分の金額がキャッシュバックされた。

●ポイント

5%ではあるが、市民の負担が軽減された。

工夫点⑤：取付支援の実施

●実施内容

平成19年度も購入費助成を目的とした予算が市によって確保されていたが、平成18年度事業の中で「取付支援を実施して欲しい」との意見もあったため、5%分のキャッシュバックを廃止して取付支援にあてることとなった。

対象者は高齢者等で、取付支援を希望する場合には申請してもらい、審査の上で決定した。取付支援は基本は地域の取付サポーター等が実施したが、高天井等設置が難しい場合には業者に依頼し、その際の費用に助成金をあてた。

●ポイント

市の助成金を有効に活用して取付支援を実施した。業者による取付の際には、消防署の職員が立ち会った。

(4) その他のポイント等

民間賃貸物件対策

共同購入事業では持ち家における普及は進むが、民間賃貸住宅においては設置義務がある主体が決まっていないこともあり、設置が進んでいなかった。そこで消防局が主体となって普及活動を実施した。

具体的には、平成20年度から、民間賃貸物件の管理者、不動産業者、所有者に対する研修会を実施している。

(5) 今後の取組予定

学生向け民間賃貸物件対策

大学の多い京都市の特性上、学生向けの民間賃貸物件が多い。

そこで、所有者向けのセミナー（税務に関するものなど）の際に合わせて住警器についての説明を行うことや、斡旋を行っている大学の学生課向けに、「住警器設置済の物件は安全・安心である」という観点を指導することなどを考えている。

企業を通じた普及活動

企業（事業所）を通じた共同購入等を促進するため、企業訪問を試行中である。



(6) 活動において作成された資料等

地域の
みんなで
購入
みんなで
設置
みんなが
安心
住宅用火災警報器

京都市では
各区防火会による住宅用火災警報器の共同購入を定めます。

(財)京都市防災協会

地域で共同購入をしましょう

京都市では、防災意識の高まりによる住宅用火災警報器の共同購入を奨励しています。共同購入には次のようなメリットがあります。

- 地域ぐるみによる共同購入は、実際に購入できます。
- 地域ぐるみによる設置することで、周辺の方々の安心につながります。
- 地域ぐるみによる設置することで、共同購入のメリットが最大になります。
- 住宅用火災警報器の設置も同じように、共同購入により、安く購入することができます。
- 自分で設置が困難な高齢者等の方々も、設置費が安くなります。

共同購入の流れ

- 1 自治会・防火会等が共同購入の趣意を表明する
- 2 住宅用火災警報器の共同購入の申し込み
- 3 住宅用火災警報器の共同購入の完了

(財)京都市防災協会

住宅用火災警報器設置の注意事項！

設置が必要な場所は、**寝室、階段、台所**です。

取付位置について

- 天井の近く又ははりから60cm以上離してください。
- 住宅用火災警報器の中心が天井から15～60cm以内にくるように設置してください。
- エアコンなどの空気の吹き出し口から1.5m以上離してください。
- ガスこんろや電磁調理器の直上は、調理中の蒸気や油が落下するおそれがあるため、離してください。
- 壁から60cmが確保できない場合は、天井の真ん中に設置してください。

● 左側：防火会・防火クラブ
● 右側：自治会・防火クラブ

住宅用火災警報器の設置が義務付けられました

Q1 住宅用火災警報器とは？

火災による被害を自動的に感知し、警報や音などで火災の発生を早期に知らせしてくれるものです。
住宅用火災警報器を有効に設置すれば、逃げ遅れによる死傷の防止をはじめ、小さな火ゆが大きな火災につながるのを防ぐ効果があります。
最新の住宅用火災警報器は、平成25年3月1日までに設置しなればなりません。最新の住宅用火災警報器は、すでに義務になっています。

Q2 どこに何を貼るの？

設置しなければならない場所と種類

- 盗難中の盗げ遅れを防止するため
寝室 → 煙感知型
- 避難の経路を確保するため
階段 → 煙感知型
- 火災が発生する危険の高い
台所 → 煙感知型

● 煙感知型は、煙が感知されると音で知らせるタイプです。

Q3 なにも設置する必要あるの？

京都市では、火災による被害の減少、ほとんどの住宅用火災警報器によるものです。また、亡くなる前の消防隊員も、自衛隊員も増えています。早く火災に気付けば、多くの人が助かります。住宅用火災警報器を設置しましょう。

火災発生により亡くなる割合

設置状況	割合
設置済	99%
未設置	16%

● 住宅用火災警報器は、火災発生時に音で知らせるタイプです。

付いていてよかった住宅用火災警報器(実効事例)

ケース1: 1階の居住者が、寝ている間に気づいた火災を感知し、火災警報器の音で火災に気付いた。逃げ遅れによる死傷を防止し、小さな火ゆが大きな火災につながるのを防ぐ効果がありました。

ケース2: 住者が寝ている間に気づいた火災を感知し、火災警報器の音で火災に気付いた。逃げ遅れによる死傷を防止し、小さな火ゆが大きな火災につながるのを防ぐ効果がありました。

取付けに必要なもの

プラスドライバー または 金づち

最初にさせていただくこと

- 1 取付け本体をします。
- 2 電池を本体に取り付けます。
- 3 住宅用火災警報器のテストボタンを押して、警報音が発動するか確認します。
- 4 表面のイラストを確認し、取付け位置を決めます。

① 天井に取り付ける場合

取付け板を付属のねじで天井に取り付け、本体を設置します。

② 壁に取り付ける場合

ア またはイの方法で取り付けてください。
ア 取付け板を付属のねじで壁に取り付け、本体を設置します。
イ 引掛けフックを使用して壁に取り付ける。
引掛けフックは、取付け板の裏面に付属しているものを使用してください。
① 取付け板の裏面に付属しているものを使用してください。
② 取付け板の裏面に付属しているものを使用してください。

住宅用火災警報器の取付けのご案内

住宅用火災警報器は、ドライバーや金づちを使って、商品と一緒に入っているねじやくぎで簡単に取付けることができます。そのため、京都市では、ご自身や近所(町内や学区を含む。)のご協力により、共同購入された住宅用火災警報器の取付けをお願いします。しかしながら、このような協力が得られない場合もあることから、京都市では、自主防火会の共同購入を利用された方で、次のような条件に該当される希望者に対して、住宅用火災警報器の取付けを行います。

- 各自主防火部(町内会)で取りまとめて消防署に申込みをしていただくことが必要です。
- 1 65歳以上の方の独り暮らし世帯
- 2 身体に障害のある方の独り暮らし世帯
- 3 65歳以上の方又は身体に障害のある方だけの同居世帯
- * 1世帯1回限りで、自主防火会が共同購入されたものが対象となります。

共同購入促進パンフレット

個人向け設置時注意事項パンフレット

地域のみんなで購入 設置 安心 住宅用火災警報器

「虎の巻」

住宅用火災警報器選びの

この巻の巻があれは、防災意識の高まりです。
取り貯めておきましょう。

(財)京都市防災協会

賃貸共同住宅 所有者、管理者向け

早く設置をすれば 所有者も 管理者も 入居者も みんなが安心

住宅用火災警報器

この巻の巻を読んで、火災警報器の設置を早くしましょう。

なぜ? なに? なるほど

「虎の巻」

住宅用火災警報器設置の

発行 / (財)京都市防災協会

リーフレット表紙 (個人向け、賃貸共同住宅所有者・管理者向け)

今回は、日頃の地域に根ざした防火活動を通じて、地区における普及率をほぼ100%達成した「婦人(女性)防火クラブによる普及率100%の共同購入活動(取組主体:宇治市消防団あさぎり分団笠取支部(京都府宇治市))」を紹介します。

なお、本ノウハウ集は消防庁ホームページ(住宅防火情報)でもご覧いただけますので、参考としてください。
〈リンク先〉
<http://www.fdma.go.jp/html/life/juukei.html>

平成22年度緊急消防援助隊ブロック訓練の実施状況（中国・四国ブロック、近畿ブロック）

応急対策室

先月号に引き続き、今月号では平成22年度緊急消防援助隊地域ブロック訓練のうち、中国・四国ブロック及び近畿ブロック訓練の実施状況を各ブロック担当県からの寄稿によりお知らせします。

平成22年度中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練について

高知県危機管理部消防政策課

平成22年度中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練は、高知県中央部を震源とするマグニチュード8.4の地震が発生したとの想定で実施しました。

1. 実施日

平成22年10月21日(木)・22日(金)

2. 実施場所

(1) 本部等設置運営訓練

高知県庁、高知市総合あんしんセンター、香南市のいちふれあいセンター ほか

(2) 部隊参集訓練、野営訓練

高知市東部総合運動場 ほか

(3) 部隊運用訓練

高知新港、海上自衛隊大型輸送艦「くにさき」 ほか

3. 実施内容

(1) 本部等設置運営訓練

地震発生後直ちに、高知県災害対策本部、消防応援活動調整本部及び高知県災害医療対策本部（高知県庁）を設置するとともに、市災害対策本部及び指揮支援本部（高知市総合あんしんセンター、香南市のいちふれあいセンター）を設置し、各本部間等における情報伝達訓練を行い、総務省消防庁への応援要請から出動に至るまでの手続き及び知事による部隊移動



高知県災害対策本部・消防応援活動調整本部（10月21日 高知県庁）

の指示等について確認した。

さらに、消防防災ヘリコプターの運航調整班を高知県消防防災航空隊事務所内に設置し、図上訓練を行った。

《今後の課題》

- 自衛隊等関係機関との部隊活動調整をスムーズに行うため、ヘリコプターを含む部隊調整に関する訓練を新たに取り入れる必要がある。
- 庁舎改築や耐震工事のため、実災害時には想定していない会議室での訓練となったことから防災行政無線が使えず、外部回線数も少なかった。

このため、指揮支援隊長との通信は動態情報システム付属の携帯電話を活用することでスムーズに部隊調整等を行えたが、消防対策本部等との通信は携帯電話同士での情報伝達が中心となった。

また、高知県庁でも予期せぬFAX通信障害が発生し、緊急消防援助隊の応援要請連絡が遅延したうえ、部隊の参集状況も消防庁動態情報システムの障害により画面上で確認することはできなかった。

実災害時においては、想定外のシステム障害等が起こりうるものであり、その際原因や復旧を考えるより、迅速に他の手段に切り替えることが必要であると痛感した。

(2) 部隊参集訓練、野営訓練

活動拠点を複数設定し、各県隊は進出拠点から複数の活動拠点に移動した後、情報伝達訓練を実施した。

進出拠点から活動拠点、野営会場にスムーズに移動することができるように、各県隊の先頭車両に被災地消防職員が同乗し、ルート指示及び誘導を実施した。

また、野営訓練には中国・四国地区のDMAT隊や海上自衛隊所属の警備犬、NPO法人災害救助犬訓練士協会の災害救助犬等も参加していただいた。

《今後の課題》

- 「迅速出動県隊は実時間、迅速出動以外の県隊は実時間に近い形」での参集訓練を実施したが、地理的に距離がある県隊については進出拠点到着が遅くなり、活動拠点への移動や情報伝達訓練に参加できなかった為、実動と仮想とを並行させた訓練を行うなどの、訓練計画の工夫等を検討する必要がある。

(3) 部隊運用訓練

指揮支援部隊長（広島市消防局）、指揮支援隊長（岡山市消防局、神戸市消防局）の部隊統制の下、警察、自衛隊、海上保安庁、中国・四国地区のDMAT等の関係機関と連携し、橋梁倒壊事故、ビル倒壊事故の救出訓練（広島



ビル倒壊事故救出訓練（10月22日 高知新港）



市消防局の特別高度工作車参加)、毒・劇物災害対応訓練(岡山市消防局の大型除染システム搭載車参加)、大規模火災消火訓練、津波漂流者救出訓練などについてブラインド型による部隊運用訓練を実施した。

広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)運営訓練は、災害により国が指定している広域医療搬送拠点が使用不能であるとの想定で、洋上に停泊する海上自衛隊大型輸送艦「くにさき」を広域医療搬送拠点とし、手術室・ICU・レントゲン等の



SCU内でのDMATの活動
(10月22日 くにさき艦内)

設備を有する艦内の医務室にSCUを設置、訓練会場に設置したDMAT調整本部と連携して広域搬送及びSCUの運営についての訓練を実施した。

訓練では、訓練会場の災害拠点病院

において広域搬送が必要と判断された負傷者を救急車でヘリポートに搬送し、消防防災ヘリコプターにDMATが同乗のうえ「くにさき」に搬送した。

その後、艦内に設置したSCUにおいて、負傷者の症状の安定化や広域医療搬送のためのトリアージ等を行ったうえ、域外搬送を行う負傷者を航空自衛隊ヘリコプターCH-47で「くにさき」から被災地外SCUとして想定した高知空港へ

搬送した。

この訓練は、SCUを洋上の海上自衛隊大型輸送艦内に設置するという消防、自衛隊、医療機関共に初めての試みであったが、自衛隊・DMATの皆様には打ち合わせの段階から意欲的に取り組んでいただき、実戦的で有意義であったとの評価を受けた。

また、橋梁倒壊事故救出訓練では、消防、警察による救助活動と、陸上自衛隊による橋梁の架橋活動が行われ、設置された架柱橋を通行して救急搬送を行うなど連携の取れたものとなった。

《今後の課題》

○ 消防機関の陸上部隊とDMATを含めた医療機関関係でブラインド型訓練を実施したが、関係機関との連携をさらに強化し、実災害時の的確な活動につなげるため、警察・自衛隊等の関係機関も含めたブラインド型訓練の実施についても検討する必要がある。

4. おわりに

今回の訓練は、緊急消防援助隊の運用や関係機関との連携体制についての検証ができ、大変有意義な訓練となりました。今後は訓練の成果や課題をもとに、緊急消防援助隊等の受援体制の一層の強化に努めなければならないと考えております。

最後になりますが、訓練の実施に際し、各関係機関の皆様のご多大なご協力により、成功裏に訓練が実施できましたことを心から感謝申し上げます。

平成22年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練について

三重県防災危機管理部消防・保安室

緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練は三重県で2度目の開催を予定しておりましたが、台風第14号の影響により中止となりました。

以下、予定されていた訓練の概要をご紹介します。

【訓練の概要】

1. 実施日

平成22年10月30日(土)・31日(日)

2. 実施場所

(1) 消防応援活動調整本部設置運営訓練・指揮支援本部設置運営訓練

三重県庁、津市消防本部、松阪地区広域消防組合消防本部

(2) 部隊参集訓練・野営訓練

メッセウイングみえ

(3) 部隊運用訓練

ニューファクトリーひさい工業団地

3. 実施内容

(1) 図上訓練

(2) 初動対応訓練、野営訓練

(3) 部隊運用訓練

ア 土砂災害対応訓練

イ 大規模街区火災及び倒壊家屋対応訓練

ウ 多重衝突事故及び毒劇物漏洩事故対応訓練

エ 列車脱線事故対応訓練

オ 中高層建物倒壊対応訓練

4. おわりに

平成22年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練は、残念ながら台風第14号の接近により中止となりましたが、受援体制等を確認し、実災害を想定した具体的な計画、準備を進めることが出来たことは、今後予想される東海地震、東南海・南海地震等の大規模災害に備えて、貴重な経験を得たとともに大きな成果であったと考えています。

訓練の実施による検証はできませんでしたが、準備にあたり、ご支援、ご協力いただきました緊急消防援助隊近畿ブロック構成府県、同府県消防長会、各消防機関及び実行委員会にご参加いただいた皆様方に深く感謝申し上げます。

※中止決定までの経緯について

発達した台風第14号の接近に伴い、開催地事務局においてはその規模及び進路等について気象台等関係機関からの情報収集を綿密に行っていましたが、近畿地方及び三重県への台風の最接近予報が訓練実施日と重なる確率が高まったことから、各消防本部については訓練より管轄地域の台風に対する備えを優先すべきと判断し、訓練前日の午前11時に中止と決定させていただきました。



KANAGAWA

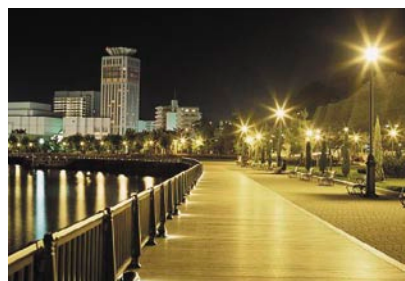


神奈川県 横須賀市消防局
消防局長 高橋 圓

「開国のまち」横須賀

横須賀市は、市域面積100.70km²、人口約42万人、神奈川県の南東、三浦半島の中心部に位置し、東は東京湾、西は相模湾に面して、冬は暖かく、夏は涼しく、気温の高低差が比較的少ない、すごしやすい土地で、横須賀市の花の亜熱帯植物浜木綿はまゆうの自生分布地としては最北端として知られています。また、標高100m~200mの起伏の多い丘陵や山地で構成されており、坂道やトンネルの多さが特色のひとつです。

本市の歴史は古く、古事記には走水はしりみずを舞台に弟橘媛おとたちばなひめと日本武尊やまとたけるのみことの悲哀が綴られ、鎌倉幕府の草創にあたっての三浦一族の存在、近代を迎えるにあたり日本の黎明を告



横須賀港を一望できる
ヴェルニー公園

げた米国水師提督ペリーが率いる黒船の来航や、工業国日本への脱皮のさきがけとなった小栗忠順と仏国人フランソワ・レオンス・ヴェルニーらによる横須賀製鉄所の開設など、

それぞれの時代の日本史の重要な舞台となっています。また、「日本の公園百選」にも選ばれた「三笠公園」には、英国から海事遺産賞を受賞した世界三大記念艦のひとつとして日本海海戦に旗艦として活躍した「三笠」が保存されています。

安全で快適に暮らせるまち

本市には、半島特有の自然、歴史と文化の資産、多くの外国人の居住による市民レベルで広がる国際交流、世界に誇る移動体通信分野の国際的な研究開発機関の集積などの地域資源があります。これらを活用することにより、科学や芸術など広い分野で国際貢献や生活の中で創造的な活動ができ、世界に向けて情報発信ができる可能性を持つ「国際海の手文化都市」を目指し、防災面にお

ける政策目標として「安全で快適に暮らせるまち」を掲げ、多くの施策を推進しています。

横須賀市消防局は、1本部、3署、1分署、8出張所、1派遣所で構成し、437名の消防職員が、災害から市民の尊い生命や貴重な財産を守り、市民生活の安全を確保しています。また、多様化、大規模化する災



消防団音楽隊パレード

害・事故等に対応するため、NBCレスキューチームやマリネレスキューチーム等、専門的な知識、技術を習得した隊員を地域の特殊性に合わせて配置しています。この他に救急救命活動においては、自動体外式除細動器(AED)と自動式心臓マッサージ器をすべての消防ポンプ



関係機関と連携した総合防災訓練

車に積載し、より確実な救命処置が可能となるよう体制を構築しています。さらに、市内で発生した災害のみならず、緊急消防援助隊や国際消防救助隊に登録して、国内外で発生した大規模災害で活動する体制を確立し、平成21年9月のインドネシア西スマトラ州パダン沖地震災害では、2名の職員を国際消防救助隊として派遣し、国際的な社会貢献を行いました。

結びに

現在、当消防局では、9番目の出張所建設及び消防救急無線のデジタル化と消防指令業務の共同運用など取り組むべき懸案事項がありますが、市民、事業所、行政の連携の下に、総合的な消防防災対策を推進し、更なる消防体制の充実強化に努めていきます。

無火災祈願！100kmタスキリレーを開催

須賀川地方広域消防本部

須賀川地方広域消防本部は平成22年11月4日、住宅用火災警報器の早期設置と火災予防を呼びかけようと、管内8市町村をタスキで繋ぐ「消防職員無火災祈願 組合管内100km走破」を行いました。最も西に位置する天栄村を皮切りに3か所からスタートし、ゴールである東端の古殿町まで「なくそう火災つけよう住警器」を合言葉に、職員45名が沿道の声援を受け約8時間かけて無事完走しました。最終区間では、5人の騎馬武者が走者を追走するなど多彩な行事となりました。



元気のいい応援を励みに8時間かけて無事完走

心肺蘇生法研究大会を開催

見附市消防本部

見附市消防本部は平成22年11月20日、市内のアルカディア小ホールにおいて、応急手当の普及啓発と技術の向上を図るための心肺蘇生法研究大会を開催しました。大会には市内9チームの参加があり、各チームごとに違う事故想定ビデオを流し、AED（自動体外式除細動器）を使用する心肺蘇生法を3人一組で行いました。参加者は持てる技術を発揮し、熱心に取り組んでいました。後半には、看護師の講話や救急隊の救急訓練があり、参加者は命の大切さを再確認する貴重な日を過ごしました。



それぞれの事故想定に対応した息のあった連携が見られた

消防通信 望楼 ぼうろう

消防職員手作りの「高札」で防火広報

須坂市消防本部

須坂市消防本部須坂市消防署高山分署では、秋季全国火災予防運動に合わせて、消防職員手作りの「高札」を作成しました。これは、最近流行っている歴史ブームに便乗し、7年前に作成した常夜灯の横に、新たに高さ1.8mの「高札」を設置し、住民に住宅用火災警報器の設置と火災予防を訴えています。制作者は予算の厳しい中、廃材を利用して作成、さらに、安全面を考慮しコンクリートの土台で転倒防止も配慮した自信作とのこと。付近では住民たちの新名所となっています。



「高札」はパウチ式となっていて他の広報でも再利用が可能

自主防災組織リーダー研修会を開催

宝塚市消防本部

宝塚市消防本部東消防署は平成22年11月13日、管内に結成された92自主防災組織から約170名の参加者を集い、自主防災会のリーダー育成のための自主防災組織リーダー研修会を開催しました。研修会は二部構成で、一部は日本で唯一の防災学科を有する兵庫県立舞子高校環境防災科の生徒さんによる防災講演を、二部は防災士を講師に迎えての災害図上訓練を実施しました。参加者からは、災害図上訓練ではその地域の特色を知り、今後備えるべき事のヒントを得る事が出来たと大変好評でした。



災害図上訓練では互いの情報を元に地域の特色を理解

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより



救急科(第72期)

消防大学校では、平成22年10月6日から11月25日まで、救急業務の指導的立場にある職員の資質の向上を目的に救急科第72期を開講し、全国から選抜された救急隊長等の職にある31名が設定されたカリキュラムに積極的に取り組みました。現在、救急業務は、出場件数の増大、医療との連携強化等多くの課題を抱えています。学生は、救急の指導者として求められる知識、技術の習得に努めるとともに、その職責、心構えについても認識を深めました。

研修では、消防庁救急企画室による救急行政の動向、研修中に公表された国際的な心肺蘇生法の基準である「ガイドライン2010」を始め、最新の救急医療の動向に関する講義、需要対策や医療との連携に係る先進的な消防本部の取組に関する講義と現地の視察等を実施しました。このほか、理論に基づく系統だった部下指導及び救急活動が実践できるよう、教育技法や説得技法、傷病者接遇に関する講義や演習等も実施しました。

これらのカリキュラムに加え、課題研究の授業では、各学生が救急業務を遂行する上での問題点について自らテーマを設定し、現状、課題、解決策等について、整理、検討を行いました。検討結果については、パワーポイントの作成要領や統計学の講義内容を踏まえた説得力ある資料を作成した上で、全員の前で発表しました。また、



松元照仁 救急企画室長による講義
(消防庁消防防災・危機管理センター)

訓練企画運営の授業では、研修の集大成として、各班単位で救急訓練の想定作成を行い、実際に他の班を実施隊として想定付与し、その訓練結果について検討、評価するという一連の過程を2日間に渡って実施し、効果的な訓練運営の実施要領について学びました。

このように、約2か月の研修期間中、学生は多彩なカリキュラムに真剣に取り組むとともに、寮生活においても救急業務が抱える課題等について昼夜を通して熱く語り合い、全国規模の絆を育んでいました。

今後は、全国各地の消防本部における救急業務の指導者として、若手の育成、医療との連携、業務高度化への対応等様々な場面での活躍が期待されます。



① 映像を活用した想定付与



② 付与想定に基づく救急活動
訓練企画運営の様子



③ 訓練後の検討会運営

自主防災組織育成短期講習会

消防大学校では、地方公共団体の職員による自主防災組織の指導・育成を支援するため、自主防災組織の指導・育成業務に必要な基礎的知識及び能力の習得を目的とした自主防災組織育成短期講習会を平成19年度から開催しています。

今年度は、消防大学校（平成22年10月14日）及び岡山県岡山市（平成22年11月18日）の2か所において開催し、全国各地から地方公共団体の職員133人（都道府県16人、市区町村62人、消防本部51人、消防学校4人）が受講しました。

講習会は、講義及び演習によって構成されており、講義は、消防庁国民保護・防災部の横田真二防災課長による「自主防災組織の目的・役割」、山口大学大学院の瀧本浩一准教授による「地域防災とまちづくり」が行われ、その後、演習として「図上訓練（DIG手法）」を実施しました。

受講者からは、「地域防災の現状と課題が把握できた。」「自主防災組織を育成するための要点が理解できた。」「自主防災組織に対する考え方が全般的に変わった。」など、必要とする知識が十分得られたといった感

想や、「自主防災組織の目的・役割について住民へ分かりやすく説明する手法が得られた。今後の活動に反映していきたい。」「本講習会で得た知識を活かし、組織の活性化等についてできることから進めていきたい。」など、自主防災組織の指導・育成現場において本講習会受講の成果の発揮が期待される意見が多数寄せられました。

本講習会は、消防大学校が行う自主防災組織教育指導者に対する教育のあり方に関する調査研究の一環として開催しているものであり、本講習会の結果を踏まえつつ、今後の地方公共団体の自主防災組織育成担当者に対する教育や、別に4泊5日の日程で開講している「危機管理・防災教育科自主防災組織育成コース」の充実等を行っていく予定です。

なお、自主防災組織育成短期講習会や危機管理・防災教育科自主防災組織育成コースにおいて配布している「自主防災組織教育指導者用教本」は、消防庁のホームページ（<http://www.fdma.go.jp/html/intro/form/daigaku/kyouhon/index.htm>）からダウンロードできますのでご活用ください。



消防庁横田防災課長による講義
「自主防災組織の目的・役割」



山口大学大学院瀧本准教授の指導による演習
「図上訓練（DIG手法）」

住宅の耐震化と家具の転倒防止について

防災課

地震はいつどこで起きるかわかりません。6,400名を超える死者を出した阪神・淡路大震災では、死者の約9割が住宅の倒壊等による圧迫もしくは倒壊した住宅や転倒した家具から逃れることができないまま火災に遭遇し亡くなっています。

このような被害を少しでも軽減するためには、住宅の耐震化や家具の転倒防止などが極めて有効であり、日頃から一人ひとりが地震に対する備えの意識を持つことが必要です。

住宅の耐震化について

○自宅の建築年度の確認

昭和56年6月以降に建築確認を受けて建築された建物については、改正後の建築基準法が適用されており、基本的に耐震性に問題はないと考えて構いません。

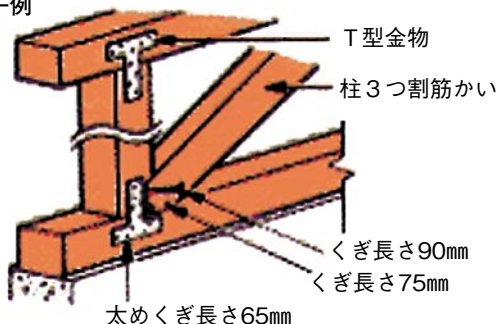
○耐震診断の相談

自宅が昭和56年5月以前に建築されている場合、まずは、自治体の窓口で相談するのが良いでしょう。耐震診断に関する補助制度を設けている自治体や無料で診断士を派遣してくれる自治体などもあり、これらの制度をうまく活用すると良いでしょう。また、行政以外では、地域の建築士会で相談を行っている場合もあります。

○耐震補強の実施

耐震診断の結果、耐震性がないと判断された場合は、補強を行う必要があります。壁の筋かい等を追加する、梁と柱の間を金具で補強する、基礎を鋼材で補強する等、様々な方法がありますので、建築士や工務店とよく相談することが必要です。この場合も、工費の一部について自治体が補助制度を設けている場合がありますので、施工前に自治体の窓口で制度の確認を行うことをおすすめします。

耐震補強の一例



家具の転倒防止について

○家具配置等の工夫

まずは、転倒被害を受けにくい家具の配置について工夫してみてください。例えば、家具の配置と就寝する位置については、家具の高さ分だけ離れた場所にするか、家具の側方部分で就寝するほうが安全です。

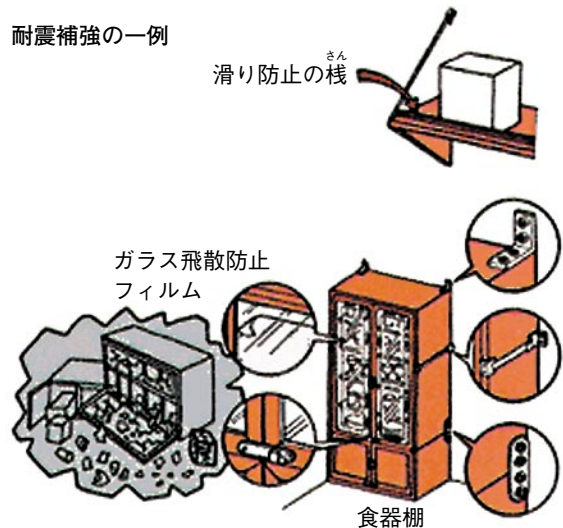
また、家具が倒れても出入口が塞がれないように、家具は出入口に置かない、あるいは万が一倒れても通り抜けられる空間を残せる位置に置くなど、部屋の状況にあわせて工夫してみてください。

○具体的な転倒防止対策

配置の工夫だけではやはり限界があります。タンスや本棚などをL型金具や支え棒などで固定する、食器棚に扉が開かないための扉開放防止器具を取り付ける、冷蔵庫を転倒防止用ベルトで固定するなど、具体的な転倒防止策を講じることが必要です。

これらの器具については、家電メーカー・家具メーカーや販売店に問い合わせるか、ホームセンター等で販売されているものを利用しても良いでしょう。

耐震補強の一例



住宅の耐震化や家具の転倒防止は、確かに費用を要しますが、既存の制度を活用することなどにより、通常より安価に対応できる場合もあります。日頃からの取組により、大きな被害を避けられる場合もあります。まずは手軽にできることから始めてみてはいかがでしょうか。

林野火災を防ごう！ ～全国山火事予防運動～

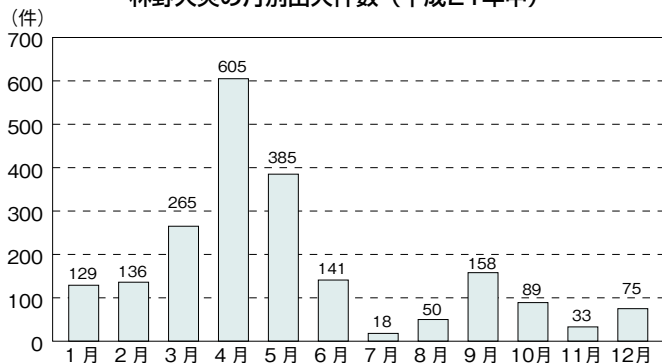
特殊災害室

林野火災の発生状況及び注意点

国内における林野火災は、例年春先に多く発生しています。平成21年中は、下図に示すとおり3月から5月までの間に1,255件の火災が集中して発生しました（年間出火件数の約60％）。

春先に林野火災が多いのは、枯葉が地上に積もり、下草も枯れているうえ、降雨量が少なく、空気が乾燥し、季節風が吹くなど林野火災が発生しやすい気象条件となっており、さらに、この時期になると火入れが行われ、また、山菜採りや森林レクリエーションなどにより入山者が増えることによるものと考えられます。

林野火災の月別出火件数（平成21年中）



平成21年中の林野火災発生状況をみると、出火件数は2,084件（前年1,891件）、焼損面積は1,064ha（同839ha）、損害額は5億2,119万円（同6億609万円）、死者は19人（同13人）となっています。

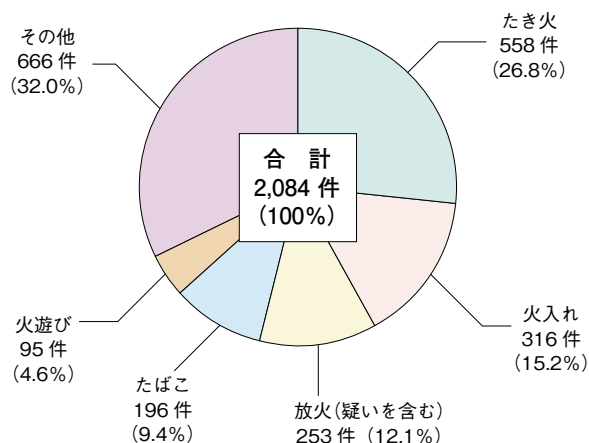
出火原因としては、「たき火」によるものが558件で全体の26.8%を占め最も多く、次いで「火入れ」、「放火（放火の疑いを含む）」、「たばこ」の順となっており、「火遊び」を入れた人為的な要因による火災の割合は、全体の約70%を占めています。

林野火災を未然に防ぐため、次のような点に注意するよう心がけましょう。

【林野火災防止のための注意点】

- ・ 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと
- ・ 喫煙は、指定された場所で行い、吸いながらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- ・ バーベキューなど火を使用する場合には、指定された場所で行い、そこを離れる時には、完全に火を消すこと
- ・ 各自のゴミは、指定された場所に捨てるか持ち帰ること
- ・ 火気を使用する場合は、周囲の可燃物の状況に十分注意するとともに消火用の水等を必ず用意すること
- ・ 強風注意報や乾燥注意報などが発表されている場合は、火気の使用は差し控えること

林野火災の出火原因別件数（平成21年中）



※割合の合計の値は四捨五入により各値の合計と一致しない。

全国山火事予防運動（3月1日～3月7日）

消防庁では、広く国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に資することを目的として、林野庁と共同で春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを「全国山火事予防運動」の実施期間と定め、次のような活動を通じて山火事予防を呼びかけています。

【全国山火事予防運動期間中における主な活動】

- ・ 全国の消防関係機関において林野火災の予防対策と警戒を強化
- ・ ハイカー等の入山者、地域住民、小中学校の児童・生徒等を対象とした啓発活動
- ・ 駅、市町村の庁舎、学校、登山口等への警報旗やポスターの掲示
- ・ 報道機関を通じた山火事予防思想の普及啓発
- ・ 消防訓練及び防火研修会の開催、婦人（女性）防火クラブの広報活動など

おわりに

森林は、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素を吸収し、生命に必要な酸素を供給する貴重な資源であり、一度焼失してしまうと、その回復には長い年月と多くの労力を要することになります。

林野火災の大部分は、皆さん一人ひとりの注意で防ぐことができます。貴重な人命や財産を火災から守るため、林野での火気の取扱いには十分気をつけましょう。

平成23年 山火事予防の標語
「その油断 緑の森を 火の海に」

11月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防情第199号	平成22年11月12日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁防災情報室長	平成22年（1月～6月）における火災の概要（概数）について
消防災第516号	平成22年11月30日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	平成22年度消防団等地域活動表彰・全国消防団員意見発表会における表彰団体等の推薦について（依頼）

広報テーマ

1月		2月	
①文化財防火デー	予防課	①春季全国火災予防運動	予防課
②1月17日は「防災とボランティアの日」	防災課	②住宅の耐震化と家具の転倒防止	防災課
③消火栓の付近での駐車禁止	消防・救急課	③全国山火事予防運動	特殊災害室
④消防団員の入団促進	防災課	④地域を災害から守るための消防団活動への参加の呼びかけ	防災課